

益田孝「備忘録」(写本)

安岡重明

木山実

三井物産会社は益田孝を社長として、明治九年七月に開業したが、周知のように、この開業に先立って、益田は先収会社という商事会社の経営を手掛けていた。ここに紹介する「備忘録」の写本は、先収会社期のごころから三井物産草創期にかけて益田自身が日々の出来事を書き留めた覚書を、大正一五年に三井文庫で書き写したものであり、内容は先収会社の取引に関わることを中心として、明治八年のいわゆる江華島事件後の政界事情や、あるいは益田の私的な家庭事情まで実に幅広い。先収会社から三井物産への転換期における出来事はもちろん、当時の世相を今に伝えるきわめて貴重な史料である。

「備忘録」について

この「備忘録」は史料そのものとしては公開されたことはなかったとはいえ、『三井事業史』本篇第二巻(三井文庫、昭和五年、二二〇頁以下)において、先収会社から三井物産への転換を描くに際し、この「備忘録」写本を引用している部分が見られる。先収会社から三井物産への転換期に関する主要な研究としては、他に、田村貞雄「政商資本成立の一過程―先収会社をめぐる―」(北海道教育大学史学会『史流』第九号、昭和四三年)、『稿本三井物産株式会社一〇〇年史』

上巻(日本経営史研究所、昭和五三年、二三頁以下)があるが、井上馨等の書簡や『自叙益田孝翁伝』、『男爵益田孝伝(稿本)』等にもとづいたものであり、いずれも「備忘録」の引用は見られない。なお『三井物産株式会社沿革史(稿本)』においても「備忘録」が用いられているとのことであるが、校訂を担当した安岡、木山とも、いままで該書を閲覧する機会に恵まれていない。

「備忘録」そのものは益田孝の手によるものであるが、既述のごとく、ここに紹介する三井文庫所蔵の写本は、大正一五年に三井文庫で益田孝所蔵の原本を書き写したものである。三井文庫では大正一四年一〇月から一五年六月にかけ、益田孝本人に対して四回にわたる聞き取り調査を行っており、それとの関連で益田から原本を借用して、それを書き写した。

書き写した後に原本を益田に返却したが、現在、益田の子孫の手に原本はなく、所在は不明であって、写本のみが残されているという状態である。「備忘録」写本の字体と、現在残されている明治初期の益田の書簡等から判明する彼の筆跡とはきわめてよく似ており、「備忘録」を書き写す際には影写機を使うなどの手段により、抹消・書き損じの箇所も含めて、きわめて忠実に複写している可能性が高い。

「備忘録」の写本の用紙には、美濃判縦帳に横一九センチ、たて一〇センチで一枚あたり二四行書けるような罫線が印刷

されたものが用いられている。記述は最後のペン書きの英文メモを除いて、すべて毛筆で書かれており、一見達筆で読みやすいように見えるが、よく見ると一般的な字のくずし方からかなり逸脱しており、解読困難な箇所も多い。

本文に出てくる最初の日付は七月十三日となっており、直後に明治八年八月一日の日付が出てくるので、おそらく記述対象は明治八年の七月十三日ではないかと推測される(ただしこの最初の文章自体は、一箇所で三日分のがまとめて記述されているところから、後日に書かれたものと思われる)。同年八月中は、三十一日を除いて毎日欠かさず記述がなされているが、忙しさ故といふべきか、九月以降になると徐々に記述のない日が増えてくる。また明らかに後日にまとめて記述していると思われる箇所も多々見受けられるようになる。そして明治一〇年七月二十六日をもって記述は終わっている。

若干の指摘

井上馨が明治六年五月に政府内での意見の衝突によって政界から身を退き、井上に随従していた益田孝もそれにあわせて大蔵省を辞職し、両者実業界に転じて、まずは岡田平蔵とのパートナーシップ、次いで先収会社設立、さらにはそれが

三井物産会社へと変わっていく過程については、すでに紹介した諸研究が丹念に扱っているところであるから、詳しくはそちらを参照していただくことにして、ここでは「備忘録」を通読して、われわれが若干気付いた点を指摘しておくことにしたい。

(一)先収会社の電信利用

石井寛治『情報・通信の社会史』(有斐閣、平成六年)の上梓以来、「通信産業史」あるいは商取引への電信利用が再び脚光をあびつつある感があるが、先収会社も当時整備されつつあった通信制度をふんだんに活用していたことを指摘できる。特に長州米の販売を一手に任せられたとされる先収会社大阪支店をあずかった吉富簡一と東京本店の益田孝との間では、電信・手紙を通じて頻繁に問い合わせ、指示のやりとりがあったことが見て取れる。さらに東京本店から人員を派遣して東北米の買付にあたらせた時にも、現地から電信で情報を送らせ、東京から指示を与えている。この東北米買付に際しては、場合によっては一日の内に数回のやりとりを交わしており、益田自身をして「其迅速可驚」と書かしている(明治八年八月一六日の記述)。

(二)先収会社および三井物産草創期の会社人員

先収会社発足(明治七年三月)から一年半ほど経った頃、先収会社大阪支店では藤田伝三郎が同店頭取吉富簡一に無断で

無担保貸付を行っていた⁽²⁾ということが発覚し、これ以後吉富藤田の関係がぎくしゃくしたものとなっていくことは「備忘録」からも窺える。一方、ほぼ同じ頃の東京本店でも若干の弛緩的傾向が出てきたのか、出口保三に店の引き締めを指示していることがわかる(明治八年八月四日の記述)。

また明治九年一月頃、米穀取引・茶貸金回収のため東京本店から四日市へ派遣された中秦輔が三月末の帰京に際して、彼が現地で「色欲」に走ったことによる三〇〇円にも及ぶ大金の使い込みが発覚し、この時、益田は「只々嘆息の至りなり」と記帳している。

このような益田を悩ませるような先収会社内のごたごたの裏で、先収会社は益田の健康状態悪化や井上馨の朝鮮派遣特使への任命により、「商売ハ来九年三月ヲ限、悉ク終ルベシ」(明治八年二月九日の記述)という方向に向かっていた。会社の閉店に向けて、先収会社の人員は当然新しい雇用先を求めていたようであり、その一端は明治九年三月一九日に東京本店の出口保三と山尾熊蔵の三菱への訪問から窺うことができよう。

ところが同年四月ころ急遽益田を三井に雇い入れて商事会社を担当させようという話が持ち上がり、三井物産会社が設立されると、先収会社時代の人員のいくらかは三井物産会社に再雇用された。その典型的な人物としては、のちにビール

業界に君臨する馬越恭平、あるいは三菱への就職を希望していた前出の山尾熊蔵（三井物産ニューヨーク支店支配人となる）などがいたが、ここでは早川忠七という人物について言及しておきたい。

早川忠七は、先収会社時代の明治八年八月半ばに青森、秋田の米取引のために現地に派遣されており、翌々月上旬に帰京していることが「備忘録」から確認しうる。早川はその後三井物産会社時代に入った明治一〇年五月一四日の記述でも登場する。この時は、五月一日に益田が京都へ出張中の前田正名から急遽京都に来てほしい旨の電信を松方正義経由で受け取り、「此行哉物品之事ニ拘り而、早川忠七最其任ニ適スル」と判断した益田が早川を同行させたのである。益田は一日に京都で前田に会い、博覧会出品について会談し、翌日から前田とともに勸業場集産局や呉服店に足を運んで「織物ヲ点検シ而種々之織物ヲ購求」している（同年五月一五―一七日の記述）。

三井物産は日本政府から翌年明治十一年にパリで開催される万国博覧会への出品業務を委託され、明治一〇年四月六日に、すでに政府内の博覧会事務局から「出品荷物運輸ニ関係之件一覽表為心得三葉」を下付されている——「備忘録」でも、パリ万博の政府側担当者である松方正義や前田正名の名が登場するようになる。右で述べた京都市行き出張も、パリ万

博への出品物の一たる絹織物に関する打ち合わせや、その点検を主要な目的としていたと見られるが、この時益田が早川忠七を「最其任ニ適ス」と判断し、彼を同行させたのは、明治六年のオーストリアウィーン万博に早川が京都府から織工の伝習生として派遣され万国博覧会というものを自らの目で見てきた経験を買ったことであろう^④。早川はまた、明治九年にはアメリカに渡って麻などの商品販売に携わった経験もあったという。そしてこの早川忠七は伊達忠七の名で、一年のパリ万博の際も三井物産人員としてフランスに派遣されている^⑤。

洋行がきわめて珍しかった時代にウィーン万博を経験し、アメリカでの商売も知る人物が、パリ万博に参加する明治政府から万博出品関連業務を委託された三井物産の初期の海外での活動を支えていたことは興味深い事実といえよう。

（三）三井物産会社創立に対する三井家の対応

三井物産会社は、三井武之助と三井養之助との組合約定によつて成立し、両者を社主として発足した。発足に先立って明治九年五月一日に益田が井上馨、三野村利左衛門らと新会社設立のための協議を行っており、「備忘録」にもその協議内容が書き留められている。それによると、この計画段階においては三井武之助、養之助に加えて、さらに三井守之助（表記は「森助」）が組合約定に参加する計画であったことが

わかる。しかし、新会社の発足段階では三井守之助は組合に参加していない。

三井家は新会社設立に際し、物産会社が引き起こしかねない不測の事態が三井銀行や大元方に累を及ぼさぬよう細心の注意を払ったと言われているが、右の一件からも、おそらくは三野村を交えた上で三井家内部でかなりの紆余曲折があったことをうかがわせる。

(四)先収会社から三井物産への不動産引継について

三井物産が先収会社から引き継いだ不動産について、前掲『稿本三井物産株式会社一〇〇年史』上巻、四八頁では次のようなものが列挙されている(なお「横浜石川台」となっているところは「横浜石川口」の誤りである)。

木挽町九丁目二九	
石築蔵 一棟	三五三〇円二錢五厘
銀座四丁目一六	
二階建家屋 一棟	二六四二円六〇錢一厘
横浜石川台(三六、四二)	
二階建および平屋家屋 四棟	七三九円八二錢九厘
築地一丁目三	
西洋造家屋 一棟	四〇〇円〇〇錢〇厘
芝口一丁目二	

二階建家屋 一棟	二一五円〇〇錢〇厘
東京店家具 一式	一九五一円二六錢〇厘
合計	九四七八円八一錢〇厘

ところが「備忘録」明治九年五月一日の記述における、先収会社から三井物産へ引き継がれる予定であった不動産リストには、芝口一丁目の家屋がないかわりに、大阪常安橋の蔵が明記されている。この大阪常安橋の蔵の評価額は「備忘録」では六五〇〇円とされており、右記リストの不動産と比較してもずば抜けて巨額であったことがわかる。「備忘録」では「三野村トノ約束」と記されているところから、明治九年五月一日の時点では、益田と三野村との間で、大阪常安橋の蔵を三井側が買い取る約束が成立していたものと思われるが、前掲のリストから判明するように、実際にはこの蔵を三井側は引き継いでいない。先収会社の元帳から、同年五月三日にこの蔵を長門屋弥平なる人物に四一〇〇円で売却していることが判明する。五月一日の時点では三井側が益田を物産会社に迎えるべく、かなりの権限を益田に認めただうえで一旦成立していた約束が、五月三十一日の時点までに変更されていたわけである。その経緯は、興味深いところではあるが、現段階では不明である。

さまざまな視点から「備忘録」を精読すれば、以上の他にも、いろいろな発見が可能であると思われる。この史料紹介が、今後の研究進展に寄与することを願うものである。

なお成稿に際しては、三井文庫から多大なる御助力・御教示を得た。記して感謝申し上げたい。

(1) 三井文庫からの御教示による。

(2) 本文中で紹介した田村論文の五六頁。

(3) 岩壁義光「明治十一年巴里万国博覧会と日本の参同」〔神奈川県立博物館研究報告(人文科学)〕第一二号、昭和六〇年一〇八頁。

(4) 早川忠七は、明治六年当時二四歳で、ウィーン万博に同じく京都から伊達弥助(当時六〇歳、上工)とともに中工の伝習生として派遣され、六年二月末に帰国している。『京都の歴史』八(京都市、學藝書林、昭和五〇年)一〇八頁参照。

明治九年の渡米の際にも、フィラデルフィア万博に関与した可能性があるが、未確認である。『商工行政史』上巻(商工行政史刊行会、昭和二九年)五三頁。加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男編『日米生糸貿易史料』第一巻、史料編一(近藤出版社、昭和六二年)解題五六頁の注六、史料二五二頁参照。

(5) 前掲岩壁論文、一〇五頁。

(6) たとえば、安岡重明『財閥形成史の研究』(ミネルヴァ書房、昭和四五年)三〇六―三二四頁、を参照のこと。

(7) 『三井事業史』本篇第二巻、二五一頁にも同じ不動産が列挙されており、合計額は一致しているが、『稿本三井物産株式会社一〇〇年史』と『三井事業史』では木挽町の石築蔵と銀座の家屋の評価額が入れ替わっている。三井文庫所蔵「元先収会社ヨリ譲受建物明細書」(本二二五―二七)で確認すると『稿本』の方の記述が正しいことがわかる。

(8) 三井文庫所蔵史料(物産六二〇、LEDGER)。なおこの史料の所在は三井文庫の御教示による。

凡 例

上馨をさすものと思われるが、注記は省略した。

- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、而、江は漢字のまま小さくして用いた。また、ㄱ、卍、卍は原文通りとした。
- 一、適宜句読点を付した。
- 一、抹消部分は省略した。
- 一、改訂については、特に必要がある場合のみ()を付して注記した。
- 一、割書は原文通りとしたが、後の加筆によって結果的に割書に見えるようになったものと判断した部分は通常の表記とした。
- 一、判読不能箇所は推測される字数の□で表記した。
- 一、略記、誤記ないしは意味不明と思われる箇所には適宜行間に注記もしくは(ママ)を付した。判読に疑問の余地がある場合には行間に(カ)を付した。
- 一、原文の空白箇所は、相当の字数を空白とし行間に(空白)と注記した。
- 一、その他、行間の()内は全て校訂者による注記である。
- 一、文中の「井上」「井上氏」「井氏」「井兄」はいずれも井

(冒頭余白)

七月十三日(箱根)函嶺、宮ノ下江浴シ、同月廿七日帰京ス、廿八日北堂佐渡江発ス

(以下余白、改丁)

明治八年八月一日 日曜日 晴

一本日ハ休業ナレトモ、高島徳右衛門ニ用事アルヲ以、第七時ノ車ニ而品川ヲ発シ、木挽町高島ヲ問ヒ、井上氏ヲ托サレタル藤井某探索之一条ヲ談ス、尚其報ヲ井兄ニ伝ヘント、木挽町之寓居ヲ訪ヒ、同伴し而会社江到リ、大阪吉富江伝報ス

米式万七千石売付之内、式万二千百石渡スト極メ、残り五千八百石者何程ニ而買埋メタルカ電信スヘシ

山口県協同社之米式万五千石預リ之内、四月限江売込之分ハ買埋メ、利益四千六百円余(折半之約案)ヲ得、尚七月限六円四十五銭位より三十銭位迄式万七千石丈ケ売付、鼠喰深手等之米ヲ除キ、式万千式百石ヲ渡米ト極メ、余者買埋メタルナリ此価六円十六銭

一此時山口県令中野氏来訪ス、蓋シ同氏今朝伊藤參議江預リ身上之談ニ及ヒシト見ヘタリ、官ヲ辞スル念慮頻ナリ、依而大阪方電信之趣ヲ告ケ、併セ而昨日キニフル氏来リ而、クウアノ之談アリシヲ陳述セリ

此クウアノ鳥糞ハ南米利加(スル)ベル之産物ニし而、米穀之肥糞

ニ最的当ス、且而英一番先年日本江輸入し、山口県ニ於而其功ヲ試験セシニ、日本之肥ヲ以作レル米ト者格段之違ヲ発見シタリ、因之毎年輸入シテ各區江貸付度、県令頻ニ冀望スルヲ五十四番キニフル社中大者(カ)と云フ長州人より聞付、約条ヲ結ハン為、中野氏ヘ励レトモ、キニフル之何人タルヲ知ラサレハ、先収会社江来リ可談旨ヲ達、即ち昨三十一日会社ニ於而面談シタリ、然シ同社ニ於而未夕曾而輸入セシ一モ無ク、噸數僅ニ式百噸一不買入、又価も噸六十弗位ナルヨシナレハ、追而中野氏ヘ告而返答スベシト答、翌々日約条ナシ難キ趣ヲ以断レリ

元此クワノ者ベルニ於而、元価百斤壹弗位之よし、運賃壹噸四ホント之割ニし而百斤凡壹弗位、大体日本江着、二弗半一三弗位ニ当ルモノニし而、一時ハ支那江夥多數輸入セシよしなり、中野氏之計算ニ拠レハ、百斤三円ニ而神戸ニ於而買入ルレ共、日本之肥ニ比し而モ莫大ノ徳アリト

一引続き宮内少輔杉孫七郎来訪シ、井兄一宮内省之御貯金公債証書抵当ニ拜借致度ヲ談シアリ、同省一國債寮へ時々貸出ス一アリト、其利子八年六分ナル趣ニ付、是一ハ八年七分ヲ可出トノ談ナリ、追而評議之上返答スベシトノ一、暫時雜談ノ後四方江離散ス

一午時十二時之汽車ニ而帰宅ス

一一百兩之為替金入書状宮ノ下一戻ル、熊谷宿一郵便落手、北

堂無事旅行之報アリ

八月二日 晴 寒暖計朝七十
七度、余程冷氣

昨夜雨(つこ)、今朝冷氣

一七時之車ニ而東京へ至ル途中糸 (甲中平八) 平二面会ス、商社七月卅

一日之取引ヲ聞クニ、売買高凡拾万石ニし而、買手者皆金

凡五拾四万円ヲ當時商社江渡シ、正米ヲ受取ランコトヲ望メ

リ、従元売手ニ於テ可渡米一粒も用意ナケレハ、違約金ト

シ而兼而双方ハ商社江差出有之金ヲ買手江没収セントスレト

モ、先月中商社新規則ヲ設ケタル論より、七月廿四日方以

来六日間相場不相立者、遂ニ空米之分買埋メも不調し而此

ニ至レリ、其根元之商社之処置宜カラサル故ナレハ、一粒

も受渡シスル道理ナシト云フ、依而商社ニ而者はヲ司法省并

東京府江伺出、其命ヲ聞而処置スベキニ決シタリ

中山隠居横浜方来京スルニ会シ、同氏方郡内屋江之貸金一

条ニ付談シアリ、中泰助担任ス

秋田土港 (王崎港) 宮下 (本) 朝蘭方文通ヲ得タリ、同県下者さしタル水

ニ無之、然し奥州之洪水殊ニ天順甚タ宜ラス、米価四円二

十銭位ニ至リ、日本船江一万式千石斗りモ売買セルヨシヲ

告ケリ

一三野村井水与専齋来訪ス、永与友人災厄ニ逢、金子千円入

用ノ趣談アリ、幸井上氏モ来会中ナレハ、其事ヲ諾セリ、

三野村も新ニ米穀相場合社創立スルニ付、井兄ニ其取締ヲ

委任センコト談アリ、午後二時半之汽車ニ而横浜江至ル、
但シ井兄方之命ニ依リ、アルウィン、セントル、岩崎氏と
面会之事ヲ促ス為ナリ

一横浜江至リ、スミス江以来絨倫敦方約条買入之時者、一反

ニ付ヤル三拾ヤル方多カラサル様可取斗コトヲマワト氏ニ報

告スベシ云々 是ハ陸軍省ニ於テ而寸尺検査
之時大ニ都合アリ

一絨約条之分拾九箱到着之報ヲ得タリ、外ニスナイトル銃五

拾箱モ到着シタリ、是ニ而スナイトル者惣数三万挺皆着シ

タリ

一遠藤氏之需ニ応シ一分銀之相場ヲ聞合スルニ、當時者三百

拾壹分十分ノ一ニ騰貴ス、此価ニ而者外国人も買入、税関江

三百拾壹ニ納税スルモ益無シ、一月方七月迄平均三百十六

位ナリ

一亜米利加有名ノバンク (空白) 閉店之報ヲ得タリ、近来世界商

売ノレウヲリユシヨシニし而英米ノ大商破産スルモノ少カ

ラス、世界開化ノ進歩ニ比較スレハ、諸物品製作等求需ニ

越ユルコト万々タルヲ以、斯ク商賈ノ破産ヲ醸生スルナルベ

シ

一商社未タ相場不相立、商行社十月限六円式十五銭

一正米ハ高シ、津輕一斗四升六合位、奥羽ノ洪水故ナラン

一洋銀六拾匁式分五厘、斯ク洋銀ノ下落スル処謂ハ、倫敦銀

ノ相場近時非常之下落故ニ洋銀ノ為替も又下落シ、昨今四

シルリンクニ至ラス、三シルリンク拾壹ヘンス位ニ至レハ洋銀と金貨とノ差も極メテ違ヒヲ不生ヲ不得、然し道理上一以論し難し、一々者近時莫大ノ茶売込アリ而、洋銀ノ日本人ニ多く蓄貯スルヲ以なるべし

七時半ノ汽車ニ而品川江直ニ帰宅ス

本日大平江面会し津田連藏ヲ質入之地一割付ニ而買入ヲ望ムコトアリ

八月三日

北風ニ而至而冷氣なり

朝第六時人力車ニ而品川ヲ発ス

陸軍ヲ得タル絨數種ノ見本大切レ江番号ヲ打チ、一片ヲ会社江残シ、余ヲ拾四番江送ル、蓋シ早便英都江送ル、尔後一照準トナスなり

一アルウイン、シエントル朝来リ、直ニ三菱岩崎江行キ帰途再来ル、即チ引而万国亭江至リ午飯ヲ喫ス

一青森ヨ来状アリ、同地七月十七日之発状なり、当時天順甚宜しからず、冷氣ニし而日々霖雨止ムなし、米一俵壹円九十錢ニ騰貴スト云フ

一陸軍ヨ絨代内金四万円ヲ落収手ス

一福原氏来訪シ、スナイトル之皆着ヲ慶、且ツ彈藥ニ様見本ヲ渡シテ、尔来約条ノ分ハ真鍮之分ヲ廃而、鉄ノ分ニなし度よしなり

一大藏省ヨ一昨日郵便ヲ以、水沢県米ノ勘定書ヲ送り越ス、

十二日ニ上納可致ノ命アリ、其計算上兼而之約条ニ相違ノ件アリ

一ブラカ氏来訪ス、同人大藏省約条ノ義、遠藤ヨ書面ヲ以談ス、遂ニ納得し、遠藤江書面ヲ送ル

一壹分銀ノ相場状ヲ認メ而大藏省遠藤江送ル、且ツ云フ、若シ当社江委任スルナレハ尔後再ヒ三百拾壹ヨ之安価ヲ出サス、悉ク内地ニアル一分銀ヲ買上而是ヲ漸次大藏江收納スヘシ、此挙ハ政府ニ取り而敢而徳ナシト雖トモ、外国人之得ル利益をし而内地人民ニ得セシムルコトナレハ、速ニ政府ニ於而奉行アリタシ、然レトモ三ツ井組アリ、第一国立銀行アリ、中々先収之株江者回リ来ルベからず、只御頼ニ付、見込申上候迄と云々

一本日人民所有ノ地公有之為、政府ニ於而買上ノ規則書布告ナリタリ

一商行社三拾五錢、冷氣之故ヲ以米高シ夕第七時半之車ニ而帰宅ス、帰宅スルヤ細君腹痛、為二人ヲ医沙江飛ス等奔走、第八時半稍痛み去ル、発熱ス、書ヲセメンス氏ニ致シテ、明日之来訪ヲ期ス

八月四日 雨 朝七拾二度、午七拾五度

本日ノ天氣ハ五月中ノ霖雨ニ等ク、斯ク之天氣ハ甚米穀ニ害アリ、セメンス来訪スル故ニ、会社江書ヲ飛し而本日出勤ヲ辞ス

横濱江電信し而洋銀ノ相場ヲ問フニ、直キ九分四厘

昨日受取ノ四万円、銀行預ケ等ノ事、都而木村江文通ス

第三時頃セメンス井南部氏来訪し而診察ス、胃ノ痛ハ敢而

煩念スル処ナシ、只熱発ハ聊カ熱病ノ体ナレハ、下劑并キ

ナイン丸葉等夫々配劑法南部氏ニ托ス

一昨日横濱ニ而アルウインニ聞クニ、ヒツトマン北京ニ而ス

ナイトル銃七千挺約条シタリト

一昨日日出口保三ヲ以、店若物物井小僧ノ取締ヲ命ス、蓋シ一

統情不取締ナルヲ以、一人主任し而此事ヲ司ル

一カルクカ銅格別換リナシ、丁銅三拾五ルヒ一位ノよし

(以下余白・改丁)

八月初五 昨夜雨 今日曇天

一馬越ヲ横濱江使使リ、甲六号之絨十反塩濡ニ而、七日売り

ヲナスニ付検査ナサシム、洋銀一二万弗買入之事ヲ糸平江

托ス

一スミス氏トメ児養子一条母藉籍之尋アリ

一商社弥六万円ヲ買方江出し而、和睦之議買方丈済ミタルヨ

シ、昨夜より立会、今朝六円七十七錢、曇天ニ北風冷ナル

ヲ以高シ

一中野氏来会シ、弥明後七日帰帆ニ付、同氏ト差引勘定ヲ立

ツ、壹万三百六十円銀行江預ケ、手形受取、是まで追々相

渡シタル分ヲ差引、残五千四百九十九円二十五錢ヲ為替ニ

し而、大阪渡江振込ム

一 大倉氏来会シ、陸軍江差出スロントン為替之事ヲ内談ス、

彼方可出処ハ $3/11$ 之割ニ而、外ニ五月日方九月日迄百十二

日之間利足年八朱ヲ添ヘントス、此方亦可出処ハ $3/11$ 、

無利足ナルヲ以、 $5/8$ ヲ減シ、大倉之方も利足ヲ減シ、 $3/11$ ニ

し而可出ヲ約ス、外ニ洋之相場ハ式、 $5/5$ 分、木綿

インウアイスニ此方ト相違之廉者買先百分ノ一ノ口錢ナシ、外悉

ク同様ナリ

一 司法一条聞ク、法官代リ而以來、小野義信井川村某ヲ再三

糺彈之上今迄閉門之処ハ放免シタリト

一 洋銀先約条安価ナレハ、買入ルベキ見込之処、九月限ハ壹

匁六分ナルヲ以見合セタリ、アルウイン同意之趣

一 大藏省江水沢県米勘定ニ付、蔵番手当、官員旅費等当社ニ

關係不致事ヲ書面ヲ以申出ス

一 北条県ニ売米有之趣ニ而、木村、県令旅宿ヲ問フ

夕刻大倉氏ト共ニ散步シ、越後米之談ヲナセリ

岸田吟香、負債償還之為、諸家江勸化帳ヲ以、若干ヲ各々

寄付ス、証書ヲ発行シ、漸々償却之方法ハ福地氏之保証ス

ル処、先収三口、即千百五十兩ヲ約ス

(以下余白・改丁)
(數行分余白)

八月六日 晴

一本日大ニ暖氣ヲ覚ユ

一 佐伯某大蔵ノ官来会ス、但し井兄へ之用事ナリ

一 奥州之商保原万蔵なるもの、時今福島絹糸廉価なる二付、

為替金借用之類談アリ、昨今奥羽ノ相場壹箇九ノ目貳百兩

貳百十兩、即チ百斤三百五拾五兩ニ当ル、横浜相場浜付

四百三拾弗ナレハ、余程之利益アル道理ナリ、是ハ全く奥

州旧曆盆前金融悪敷シ而、斯ク之下落ニ至ル、横浜之商人

ト雖トモ、或ハ外国人之金ヲ借用シ、或ハ借用ヲ質ニ置き、

苦肉之計ヲ施シ而懸ケシもの兩三名アレトモ、数千金ニ

不適ト、実ニ歎息之至リならず哉、此保原某者元三ツ井組

之ものなるよし、当時糸商人格別之身元なし、五百兩ヲ差

引とし而五千兩借用致度、当社之人江為持、會計ヲ司らせ、

絹糸ヲ当地ニ送り而売捌キをナス、凡一ヶ月懸ルト見、金

千兩ニ付五兩之利子并出張人之費用ヲ償ハント欲ス、昨今

繁劇ナラス、又金も空マナレハ、試ルニ不苦と井兄江も相

談ス

第二時半ノ汽車ニ而横浜江行く、但し井上氏、中野氏等同

行ス、蓋中野氏ヲ送ル為

吉富ハ八月一日出之書状落手ス、同氏内状アリ、頗々藤田

ト不折合アルト見ユ

協同社
山口米七月限江売式万千百六十石

平均六円三拾五錢貳厘

当社之分六千九十石売

六円三拾錢六十錢内外売
買埋六円貳十錢 又十六錢

此利益金凡千百九拾一円

一 吉富見込十一月限安ケレハ買フト云フコト同シ

当年山口米格上ケ、拾石ニ付九拾錢、欠減米俵ニ一合ハ

貳合

誠ニ少イ

一堂島ニ而者売買ニ付日々税と云フコトアリ、然ルニ今年之売

買ニ付払出之分者悉ク返済可致との事ニ而、当社之分者式

千八百拾三円程計上す、返金相成、内務省御仁恤の御沙汰

感銘々々

一 吉富内状之主意者、弥井氏之身上相決而永続スルコトナレハ、

尚規則ヲ増補シ社中心得方等も改正不致候而ハ難相成、た

とへハ頭取タルもの猥ニ自己入用ノ金者、自己ノ指令書ヲ

以ハ出シ、又猥ニ自身ノ親族等江貸金杯自ら自由ニ相成、

遂ニ側ラニ在ルものも余り防キ兼ルコトアリ、是等真ニ予防

無之而者会社ノ維持六ヶ敷、内々是其依而起ル処ハ藤田ナ

リ、然しその説ニし而同意スル処也、本日返答ス、其答之

大略ハ迂生ノコトハ御案事被下間敷、己之力之及フ丈ケ者身

力ヲ尽スべく、抑此会社創立ノ目的ヲ全クセスシテ途中ニ

業ヲ廃ス杯者実ニ耽處、社中一同身代ヲ懸ケ協心同力銘々

畢身ノ財、畢世の力ヲ尽し而聽従スベキコト当然之事なれと

も、規則厳ナラサレハ或ハ此後加入スル社員中或ハ一物ハ
会社江、一物江他江心ヲ移ス之もの無しと者難申、然ル時ハ
遂ニ又為替会社等の覆徹ヲ踏ムニ至るべし云々、是等の事
互ニ心事ヲ吐キ、(日々)申合可致当春出版いたし候処、豈
計哉一陣の暴風吹来り、頓ニ此事ヲ消滅シ、忽チ百事瓦解
之事ニ至ラントス、此時

(以下余白・改丁)

八月七日 晴 八十五度

昨夜一同富貴楼ニ旅宿ス

昨日亜国ガヒエム一条ニ付伝信アリ、此事別ニ結末ヲ記ス

ベキニ付之ニ略ス、アルウィン夫カ為今朝出京ス

コーランエーリチニ而井上奥様来着ス

第十二時、中野氏と十四番ニ食シ、三時アルコンヤン江同

氏乗組ム、但井氏ノ妾同伴ス

一塩濡紺絨拾反セリ売ニ付、片山江命而買ハシム、価ヤル六

分七厘、甚高し

一絨約条分拾九箱着ニ付、今夜東京へ回ス

一金四万円拾四番江絨代之内渡内糸平ニ而式万トル買入タリ、

此代六拾老奴

一スナイトル弾薬ニ二様アリ、内一種ハ鉄、一種ハ真鍮、真

鍮の方江大ニし而少々差支、鉄ノ方ヲ好ムよし、福原ガ談

アルヲ以、是ヲアルウィンニ告ク

一第五時帰東ス

一昨夜山形県令関口来ル、今日北条県七等出仕鈴木董来ル、

米之引合ナリ、是非公私之為山口ノ方法ニ從ひ取組可致様
帰国、長官江申合ス談アリ

(以下余白・改丁)

(数行分余白)

日曜日

八月八日 晴 昨夜夕刻雨

一絨拾九箱緋井老箱セリ市之分江当金老万五千兩陸軍ガ受取ル

一第十時秋田県参事加藤某宅江至リ、白根七等出仕も居合、

米取組ノ談ニ至ル、約条草案ニ出し而件々ヲ議ス、秋田県

ノ義者大蔵江収納スベキ金額九拾五万円余アレトモ、鉾山

ニ入用ノ金四拾五万円、土族渡金四拾五万円程ナレハ東京

へ為登金ノ²⁾、米代ハ現ニ正金ヲ運送スルより外無之、

殊ニ十二月初納ノ分ガ金子入用之処、土崎港へ川下ケ者三

日後之¹⁾而者難相成、因而取組ム片ハ十二月ガ金ヲ貸シ与

へ、郷蔵江入庫し而県庁之江封印し而、其危険ヲ保護スベク

云々、委細約条草案ニアリ、略之ハ一旦白根氏帰県ノ上、

篤と区長江も談シ、然ル後挨拶スベキ¹⁾ニ而帰ル

地租改正ノ後ハ正金ヲ以租税取立べき之処、百姓米売捌き

ニ当惑し、地方ニ而も大ニ困弊スレハ、エシエントとなり

而売捌きヲナスノ商業然々求メスシテ来ルへし

南部が来状、米五四四十銭、大豆式四四十銭

遠藤昨日米社ニ而銅者工部へ渡しニなりしと

午後井上氏ニ於而社中申合之規則ヲ議ス

米本穀壹斗四升三合

十月限六円五十五六銭

午後アルウィン来ル

秋田県取組ノ事ヲ議ス

八月九日 昨夜大雨、今日
同断

一朝山尾氏之邸江到リ銅ノ事如何ヲ聞く、未タ工部省江引渡シナラスト

一社中申合ノ規則ヲ調へ銘々定額金ヲ極メ、井上氏ノ名前ヲ以大阪江出ス、井上氏ノ定額八月々三百円、自身、木村等

八月々百五十円ト定ム、規則増補ハ左ニ掲

福原来社、午後アルウイント同氏ヲ問ヒ飽ノ談事アリ

保原万蔵午、後來社シ絹糸取組ミノコヲ談ス、未タ五百円ノ

差金調ハサルヲ以、暫時ノ猶予ヲ願出タリ、云ク、生糸一

箇九貫目者横浜江持参シ売捌クニ当リ、漸く五十式斤五分

より無く秤量ノ差多シ、依而九貫目ニ式百円ノ相場ナレハ、

百斤三百八拾円ニ当ル、六日出奥州ノ手紙ニ式百円之よし

報知ヲ見タリ

一昨日陸軍江持込タル絨ノ内緋絨ハ極而見本ニ的当スト

一岡本氏入社ス、PMノ諸目録急ニ差出し呉トノコナリ、アル

ウィン居合セ直ニ横浜江至ル

一紺絨式十四箱仏郵船ニ而今月十七日着ノヨシニ而、勘定書ヲ拾四番ガ差越ス

一大蔵ガ水沢米勘定之義ニ付永タラシキ御指令アリ、其意ツマリ御詮議之次第ヲ以官員旅費、番人給料ハ減少スト、先

ツ式三百兩丈ノ違ヒヲ生シタリ

午後長与専齋先生江至リ細君腹痛之事ヲ議ス、先生云ク、

近來索國ガ学校ガ撰挙ヲ受ケ而來朝シタル大家アリ、産科

専門ノ大学士ナレハ一兩日内ニ其先生ノ診察ヲ受クベシ云

南部先生来宅シ診察ヲ受ケ、聊か痼病ノ容体ナレハ其手当

ヲナス

昨日信州善光寺より郵便アリ、北堂無事旅行之報ヲ得而一

同大ニ喜悦ス、六十三里ヲ七日
ニ而旅行セリ

十月限米六円五十八九銭

正米変リなし

馬関ニ而五円八十三銭ニ而千石買取リタル報知ヲ得タリ、

都合式千石之買なり

大阪十一月限四十二三銭

(以下余白・改丁)

八月十日 大雨

昨夜第十時ノ汽車ニ而アルウィン来リ、セントルガ之書付

ヲ持参シ一泊ス、朝第十時迄起床セス
朝右書付ヲ翻訳シ而岡本健三郎江送ル、但し原書、翻訳書
共ナリ

十時四十五分ノ汽車ニ而アルウイン同道出京ス

第二時半トクトル (空白) 品川宅江来ルよし、長与先生方ノ報

知ヲ得ルニ付、直ニ走而ステシヨシ江到ル、赤星氏已ニ在

リ、トクトル汽車発シ而後至ル、因而馬車ニ而共ニ帰宅シ、

妻ヲ診察シ腸ノカテルなりと云フ、痢病ト云フニ無之、然

レ共今ニ充分治療ヲ加ヘサレハ大ニ悔ル処アルベシト、藥

法ヲ残シ攝生ノ法ヲ教ヘ、共ニ出京ス

食物ハ朝夕兩度ハヒスコイト的宜、外ニヲモ湯

昼食ニ鳥ノスープ并半熟ノ鶏卵ニツヲ用ユ

飲物ハ葡萄酒(ウヰ)大ヒニ四枚、水其倍ヲ加ヘテ是ヲ一日ノ料ト

スヘシ、外ニ水茶ヲ飲ムコトヲ禁ス

午後第五時再ひ会社江到ル、水沢県九等出仕松倉恂と云フ

人、小野寺と来リ会ス、水沢県非常之水害ニ逢、麦作等過

半流失セシニ付、東京ニ於而麦ヲ買入レ該県ヘ送ラント、

已ニ千石余者手配調ひ近々輸出スルよし、価兩ニ五斗五分五

升迄、余ハ暫く県地ノ模様ヲ待ツべく、又帰県し而時宜ニ

寄、都而買方等当社江依頼スヘシト、続而絹糸等ノ談アリ、

水沢県江送ル運賃百石四十九兩ニ而郵便蒸氣ヲ雇入レタリ
ト、蓋シ往キ荷物少キ故斯ク安価ナラン

今日風雨暴敷、相場殊之外上向ニ而十月限六円七十銭なり

田中ノ調ヘニ、上州桶川辺大麦六斗五分壹式升

船橋辺五斗八九升、東京迄上州五分五升と見者沢山ナラン、

近時ハ大麦ヲ食フもの稀ニシ而、斯く米との比較ヲ失ヘリ、

通常麦ハ米ノ倍なるものと云イ伝ヘ候ハニ、近來者三倍ニ

も近シ、蓋シ中等以下之もの追々奢侈ニ陟リ、米ヲ食フモ

ノ多キニ至リシ故ナリ

松倉ニ対し而云ク、若シ尚百姓當時ノ食物ニ差支、麦入用

スル片ハ当秋之出来米ヲ抵当ニ貸すべし、県庁保証し而償

却スルコトナレハ、相当ノ比較ヲ立而御相談致ましよ、又有

志瞿民ノ此災害ニ逢フヲ憂而救助之舉もアラハ、微志ヲ表

スルため当社ニ於而も聊たりとも寄進ニ付きましよ、松倉

氏ハ近日一旦帰県之よし

(以下余白・改丁)

八月十一日 今朝雨止み暴風
而已也

今朝休日

増補規則書

明治八年十二月中協議ノ増補ハ取消シ、更ニ左ノ規則ヲ設

ク

(以下余白・改丁・一丁分白紙)

定額金 井上三百兩

(益田・木村) 木百五十兩

八月十二日 晴

(四字抹消・以下余白・改丁)

一今朝大蔵省江水沢県米代左ノ通相払フ

一金五万式千五百四拾四兩四十六錢八厘、水沢県米壹万三千式百四拾八石四斗四升七合、壱石ニ付四円拾貳錢六厘八毛ニ換、代金五万五千式百三円八拾九錢四厘、外ニ米利足年八分ノ割ニ而去年十二月ノ本年三月迄四ヶ月分千四百円五錢貳厘、川下ケ運賃式千七百九拾円〇五拾錢貳厘、併而金五万九千三百九拾四円四十二錢八厘之内七月廿九日六千八百五拾円相納メ分差引、大蔵省出納寮江上納済

九日之日ニ小室氏ノ式万円借用シ、今日公債証書三万六千三百五拾円を抵当とし而預ケ、但し利足月八朱新公債

一銀行江保護預ケ五万九千九百五拾円なり、但同断

一今朝アルウィン氏来ル、岩崎氏之返事ハ弥之助氏帰京ノ上直ニ可致との事なり

同氏云ク、フィセル商會者来年ノ社中ノ一改革をなし而フィセルを除名シ、アルウィン社長なり而ブローン并スミスニ而維持スベシト、ロハルプ者社中ニ加入スルコトヲ好メハ日本江帰ルベシ、もし病アリ而日本江来ルコトナラサレハ倫敦江行キ而マワットト共ニ英國ノ事ヲ扱フベシ、右ハフィセル氏社中并七拾四番江対シ莫大ノ借金アレハ、此末社中

ニ差置キ而者甚有益ナラス故ニ、明年ノ者俸給ヲ極メ而商會江勤仕スヘシト

井上氏云ク、斯ク社を解クナレハ社中江対シ而ノ借金償却者如何見、云ク、結社ノ法ニヨレハ社中ニアル中ノ借金ハ他ノ借金ニ先ケ払之ヲ以スレハ、キルメン社七ノ分ハ扱置キ、昨今年ノ利益割リヨリフィセル所得ノ分者悉ク明治七年中フィセル江貸シ分江差引取ルベシ、其上貸シ分ハ如何セン、損ト見而昨年ノ勘定ヲ立ルより致方無し、先収会社者明七者拾四番と組合タリシを以、フィセルノ償却能ハサル分ハ即手損ニ立、差引益金を東京先収社ノ益と合シ、之ヲ両断とし而拾四番ト先収会社ニ分割スルなり、是即チ組合之方法ニ準スルなり、問フ、フィセル江之貸金幾何、引当無キもの凡三万円と思フナレトモ子細ニ勘定セサレハ明瞭ならず、云ク、然ラハ此貸金ヲ損ト見做シ損利ヲ兩分スル以上ハ、尚償却不為分者半ハ先収会社ノフィセル一身江貸シ、半ハ拾四番商會ノフィセル一身江貸シなり、フィセル以後所得シ利益アラハ双方江弁償セサルヲ不得、然ルニキルメン江借金アリ、是ハ如何之方法ヲ以返償スルヤ、アルウィン云ク、社中ヲ離レテ後手所得ノ利益ハ、キルメン社ト此方共江と平等ノ割合ヲ以返却スルコト当然なりと、孝云ク、斯ク拾四番ニ変革アルナレハ先収との取引上ニも確乎タル約束ヲ設ケ、たとへハ陸軍省ノ約条ノ如キ何程ヲ先収、何程ヲ

拾四番江、且ハ金銀ノ取引上ニ於而も通例ノ取引ニ者凡五千円ヲ以定度となし、其以上を相互ニ要用スル片ハ証書ヲ以別段之貸借ヲナシ、一年毎ノ商売ハ其都度明瞭ニ損益勘定をなし而、損利割合ヲ入帳スル等書付ニ而設ケ置キタシ、アルウィン云ク、極而妙

十一日午後大阪之電信六円五十銭

福原氏来社シ砲ノ談アリ、不的当ノもの最初ノ口壺万五千三百挺ノ内ニ式千式百〇五挺アリシト

(以下余白・改丁)

八月十三日 晴

第十時アルウィン同道向兩國御竹藏武庫司江行く、福原大佐、岩下氏同く来会シ、此度欧州より来着ノスナイトル銃を一見ス、ナル程多く之内筒ノ内疵アルアリ、又表ニ頸外よりはヲ見レハ悉皆良銃ニシ而、素人ニ者決し而不分、筒ノ中ノ疵ノ如キ者、とても英検査人もとても一々鏡ヲ以検査スルニ無之、則見落シアルヘシ、只外江疵ノ表ル、様者全く疎漏ノ致ス処ナレハ、英国へ厳しく懸合フ至当と思フ、後より来着スル式百箱ノ四千挺ノ内ニ箱を明而検査ナスニ、此銃者美事ニシ而決し而申分ナシ、岩下氏もアリ而欧州買入し片之性情ヲ聞クニ、三四種アリ而短之子を直シタル分アリ、又新ニスナイトルニ製シタル分アリと而も至

急ニ買入ヲナスニ当リ、微細ノ事ニ涉り難く小疵等者発砲し而其善悪ヲ試み而自然云々、疵銃壹挺、廢銃式挺ヲ得、壹挺ヲ支那江送り売方ヲ試み、一挺ヲ欧州江送り而其疎漏ヲ責ムベシ

十月限五十六銭と六十銭

(以下余白・改丁)

八月十四日 晴

米商行社十月限六円八十銭

正米本穀米壹斗四升三合

酒田 壹斗三升五合

三重県米壹斗三升六合

昨日より式十銭も高シ、快晴なれとも冷氣之故ならん

青森江伝信し而米ノ相場并其御買高を聞合セしニ相場者五円

町ニ者少もなし、県ニ壹万斗リアルよし申来ル

大阪ニ而六円三十銭台と四十一銭までニ而四千石買入たり

と、馬関者都合三千石の買なり

アルウィンニ分社約条書一通一同調印之分遣ス、但昨日之事なり

山口県米また六千石者アルよし、中野氏兼而示談し而取組

よし、然し此分者当社江買入度よし井上氏と文通アリ

商社十月限六円九十五銭

九月ハ七円より少々以上

(以下余白・改丁)

八月十五日 晴

拾四番を兼而依頼ノ破布、抄紙会社江売代勘定書、同番江送ル

極上一貫目 拾五錢

上 拾錢

黒並 五錢五厘

今日富ヶ岡祭礼ニ付相場休日

八月十六日 晴

(以下余白・改丁)

青森より伝報アリ、小野分鱒ヶ沢ニ式千八百俵、青森ニ式千五百俵(テ取ッ)、榊欠凡壹割三円半でも売ル様子、銀行関係ニ付問合せ、外ニ村持チ五千俵斗リアルよし申越ス、依而右買入之周旋可致と伝信セリ、価四円五十銭余なるべしとの返事来レリ、即日ニ数回ノ往復ヲナセリ、其迅速可驚昨夜早川、塩ヶ谷青森参事ニ面会シ米ノ談ヲナセリ、右村持チ米之「ナリ、いつレ売米ニナレトモ帰県セサレハ決シ難シと、早川も同船シ而青森江般シ、従夫秋田江回り而宮木之方約定取結候様相達ス

一大阪も電報ニ而六円六十二銭、下ノ関九月限六円廿五銭、

大阪、下ノ関買米ハ皆売埋メセルよし報知セリ

一昨日富貴楼より指輪代百円受取ル、今日、中山江手渡シナ

セリ

一商社十月七円七四三銭、八月限七円三十銭、九月限八七円廿五銭なり、正米も又式合高シ、斯く米高キ所謂を推究スルニ今年ノ先年ニ換リ人民ノ手江米流通セス、一昨年ノ如キ者石代米取組、小野、三ツ井、岡田ノ如キ皆引受ケ而、地方及都下ニ売捌き、昨年と雖トモ皆之ニ同シ、独リ今年ハ其初メ石代上納ノ「ヲ百姓ヲ願出タルニ、一旦当春米価下落セシニ付可納金もナク、不得已又正米上納ヲ願ヒシモノ夥敷、官ニ而も何ても取レルものを以取り置クニ如ク者なしと、米ニ而納マリシ分百万石ヲ以数フヘシ、然ルニ官ニ而者地方江一粒も売ル「ナク、皆大阪、東京へ運輸入庫す、遂ニ東京根当落、誠ニ品うすニ而斯く之高直ニ至レリ、加之奥州ノ洪水ヲ聞而田舎之百姓米ヲ貯ヒ津出しを不得、東京へ入津之米とて者無之有様なり

一十四番を神戸三拾九番山手并百〇六番之地券を送り越ス
三十九番五千五百
弗

山手式千五百弗、百〇六番
式千八百弗之番替なり

陸軍省江鼠絨約条之抵当物なり

一大蔵省ニ而者秩録証書を誰ヤラ式式十萬円八十六兩ニ而売タよし

一新公債証書圖引キハ近ミニアリト、此高凡四拾九萬円、此方持チし分も当レハ宜イガ

一昨夜遠藤氏ノ招キニ応じ同邸ニ至ル、夜半帰宅ス
一警視庁江出願之書付を認メタリ、絨約定ノ方法ヲ建言スル
なり、明日差出ス筈、但見本相添

(以下余白・改丁)

八月十七日 朝ワケ

一昨夜須賀町江一泊シ朝第一国立銀行へ至リ、青森ニ在ル小
野の米一条ヲ聞ク、然し皆知るもの無し

一青森江本日通済丸号出帆ニ付早川忠七を遣ス、参事塩ヶ谷
氏乗船、今便帰県、早川ヲ遣セシ目的者第一秋田江米取組
方、第二青森今秋之貢米取組方之事なり、早川江段々ニ打
合セたる村持之米ハ県々三ツ井江兼而約条もとても当社江
入手スル目途ナシ、然シ当秋米取組方之義、平田江面語シ、
直ニ秋田江相回り候積、其分委任状遣ス、今朝早川、塩谷
氏へ尋問セリ、昨夜木村と同道同氏ヲ訪へトモ不在
一秋田表宮木朝爾方江郵便ニ而早川出発之主意申遣ス
一拾四番江陸軍約条品之事、以書面申送る第四号
絨約条

萌黄毛布壹万枚八斤もの
風霜降絨五千三百三十四ヤル

第三号紺絨 六百丈

黄絨 六百丈

但第三号紺絨并黄絨ハ新規之見本と同等ノ品たる様被命レ
シニ付、別段郵便ニ而マワト方江申遣様拾四番江懸合ヒタ

り、此度者大倉共申合、六ヶ月ニ而者何分月数不足故ハヶ
月となし、約条原書ヲ差出ス

一 小野之米一条聞合セ之為、検査ノ助橋本某宅江至リ面会ス、
稲荷堀元福井邸之跡なり

一本日商社十月限六円八十七銭五九十銭、現米弥上景氣、本
穀壹斗三升三四合

田中義上州江至リ、帰り而云ク、上州辺当年者水害もなし、
先ツ豊饒之体なり、米も先ツ東京へ運輸し而引合なり

八月十八日 晴 九十一度

一昨日肝臓ニ痛みあり、又(空白)なり、依而今日者休暇ス
一朝戸越村茶園ニ至リ検査ス、茶之生長スル他の比較スべき
なし、来年より者余程被採積リ、竹根アリ、甚害ヲナスニ
付五円式分ヲ遣し而悉皆除去せしむ、小作世話人ヲ呼而小
作之不行届あるヲ責ム、戸長江訪ひ留守中ニ付家内江依頼
シ、敷地ノ境界ヲ正クセンヲ申残ス

一同村吉田某所持ノ地処四十五反売却ナシ度よしニ付見聞ス、
地所ニヶ処ニ分レ、且ツ他人之地処ト混雜スルヲ以、余リ
望ましからず

一 木村氏手紙アリ、秋田宮木朝爾之手紙ヲ送ル、十一日
出

秋田奥州ノ洪水ヲ聞而米四円四十五銭ニ上リ、又四円十銭
ニ下落、三万円ハ貢納金上納セリ、然しまた三斗式升入拾

万俵も土崎ニアルよし、外ニ仙北平鹿二者五万俵もアルよし、類ニ今秋之取組依頼アリ

一青森村持チ之米ハ弥外江相場済との事、平田^カ伝信

一小野の持分も大蔵省問合候処、其外へ片付候、夜挨拶まで
一大阪も相場正米先ものとも高し、東京七円三十銭ナラハ高い処見すまし売ル如何、六円六十七銭之よし、昨日出の電信なり

一陸軍省外国人ノ地券ヲ抵当ニ取ル^レ不承知之よし

一今日者商社六円九十三銭なり、九十五銭以上売ル^レ申遣し
タレトモ不行届

一中山氏^カ之報知ニ伊太利より確報ニ、昨年日本種出来甚た宜クニ付、当年ハ上物五十銭位ナレハ、随分七八十万枚者輸出ニ可相成よし、右ハ自然之勢ニ而毎年種紙損耗スルモノ多く、最早今年当リ如何と歎益之アル頃ナレハ、右之確説ニよれ者安価ノ上物ハ是非一買入試み度ものなり、極而上物七八十銭之直ハアルベシ

(以下、半丁白紙)

八月十九日 晴

一警視庁江大倉組と共に当社所持ノ絨九千ヤル五号壹枚一分七厘^口ニ而売込ニ相成りたり

一アト四千ヤル同直段ニ而欧州^カ取寄セ、明九、一月三十一日までニ無相違相納入候約条なり

一陸軍第二課第三絨約条、第三号絨約条ノ分、新公債九千円抵当とし而預ケ、第四号絨并第二号毛布之分とし而六千五百円ヲ預ケタリ

一米商社十月限六円九十銭より八十九銭、八銭ニ而百枚売リタリ、大阪高シ七十一銭、馬関四十五銭之よし

一宮本朝爾江返書認メ出ス

一井上氏之氣付ニ寄り、大阪府并京都府ホリス用之為、当社所持大阪買入之紺絨并第二号とし而倫敦^カ買入之分見本ヲ送ル

大阪江者店江出ス、京都者木村^カ植村氏江出ス、且ツ平来引受ケも頼み遣ス

一拾四番より鳥糞之見本ヲ遣し、只今横浜ニ五万斤有之よし、価一頓五弗との事、尤是ハ再製ニし而極而上等之よし申送ル、二万斤も中野氏へ送り試みたまきよし申送ル

一岩崎^カ矢ノ助一昨日拾四番へ来リ、四番之談アリシト

一大阪江富島庫地券并京都茶園之地券入用之趣申遣ス

(以下、半丁白紙)

八月廿日 晴

一拾四番^カ帆前船^カ巻艘クウチヨ開拓使江売込吳候様申越ス、長サ百三十尺、幅式十三尺、深サ拾四尺、噸三百三十八噸、石炭ナレハ六百五拾噸積ムよし、直一万五千弗と云フよし、即チ片山江托し而開拓使江申遣ス

一平田方小野組ノ米ハ未タ売払不相成のよし申越ス
一フリチャ船着、彈藥三百万發運送之一条ニ付古谷横濱江行
く

一此船ニ而二号絨拾式箱も着之よし、安心

一警視庁者約条向キ等最嚴重ニシ而、尅ヤル不足し而も尅割
の罰金を被取よし、驚歎千萬なり

一警視庁昨日買上の絨ハ七千五百ヤルニ減シ、欧州江之約条
ハ見合セトナレリ

八月廿一日 休日

一朝古谷留児ヲ携而來ル

一大倉氏来宅ス、引而川崎屋江到リ鎮台ノ商事ヲ談ス

一片山来リ而写字器械買入之報ヲ得タリ、価廿五弗

一出口来リ而津田連藏地所之事ヲ談ス、涙金五十兩与へ、地
処名前書換へ貸金之代リニセント云イ出タレトモ先ツ断レ

リ

一夕刻ニ至リ富永、莊作、馬越等川崎屋へ来ル、夜ニ至リ木

村氏尋来リ、井氏明日司法呼出し之ヲを報ス

一吉富氏方之細書アリ、辞表ニシ而此社ヲ去ランヲを申越し
たり

八月廿二日

一昨夜大倉、富永、益(益田莊作)莊ハ品川ニ一泊、今朝同道帰京ス

一今朝第九時井氏判所江至リ、初而尾去沢山一件之問アリ、

大略岡田江渡シタル順序井村井より山を大蔵江没収セシ所

謂ヲ被尋、其時の手順ヲ以而子細ニ答へ、十二時帰店ス、

同氏廃藩之時ニ際シ、非常之勉勵ヲ以一人天下之事ヲ任シ、

大蔵ノ立ツベカラサルヲ勢ヲ回復シ、藩債ヲ修整シ、外国

人ト諸藩之葛藤ヲ分理スル等其功一人ニ在リ、然ルニ南部

藩之外債ヲ処分スルニ於而、村井茂兵衛ニ関セシヲ以不得

止同家之財産ヲ収ム、然ルニ未タ五万余の貸金アレトモ、

返却ナラサルニ付願ニ任セ山ヲ受取りタリ、尔後岡田平蔵

へ其山を売りしに、村井者井氏ニ疑惑ヲ抱き其処置之不当

なりと訴訟セリ、此事永々ハ略ス

一秋田方来状アリ、米又々四円三十銭ニ騰貴ス、もし夫ニ而

引合ナレハ組合度よし

一大阪方手紙ニ授産局勘定も差越ス、且ツ云ク、山口県之米

一万石者当社江買切ルト甚穩カナラス、依而矢張約条面ニ

従ヒ口銭ヲ以引受ルトナシ、五千石ハ馬関ニ在ルヲ以同処

ニ而売リ、五千石ハ大阪江積ムヘキ云々アリ、聞ク、大蔵

ニ而も拾万俵程売米スルト、且ツ天氣甚的当ニシ而米作誠

豊饒タルニ付此処下落可迎間、至急右一万石引当、馬関ニ

而五千石九月限江、大阪ニ而五千石十一月限江売付べき事を

吉富江伝信ス

一富永氏方預リシ金并公債証書、保護証書ヲ可出云々ニ付行

違ヒアリ、同氏ニ未タ曾而不見程の怒リニ而、争論平常之

弁舌江判所之修練ヲ加而流水ノ如ク、人之云フハ更ニ聞ミ入ル無ク、独リシヤベリ而独リ怒リ、甚不敬ヲ極メタリ、遂ニ会社ヲ罵リ己レヲアサケリ、此儀ハ決シ而免シ難シト云フ、余リ難堪ニ付其事ヲ弁解スルト雖トモ更ニ耳ニ入レス、証書ハ銀行之預リ書ヲ出シ同氏へ木村ヲ渡ス、未タ生涯他人ヲ斯ク之不敬ヲ受ケシヲ無シト雖トモ、自身江之不敬者咎ルニ足サルと其儘ニ差置ク

(改丁・半丁余り白紙)

八月廿三日 晴

一昨夜中山ヲ洲賀町江至リ泊

一警視庁ヲ絹吳呂千反大倉ト会社ヘ注文アリ、内地ニ而何程外國ヲ取寄セ何程ト直段可申出よし

此分爲調候処、横浜ニ而者常ニ廿五番シーモンイラエル
ス江輸入ス、当時七枚五六分、欧州江取寄セレハ七枚式分五厘程なり

一開拓使江片山ヲ以風帆船ヲ申出タレトモ、グーチヨ者古クし而御断リ

一板橋江此度着ノ三百万発弾薬并御台場ニ陸揚之分共此度運送ヘ当社江被命タルニ付、古谷板橋江出張ス

一昨日十四番ヲ警視庁納メ絨拾九箱来ル

一本日六円六十銭、五十九銭、六十五銭

八月廿四日

一絨第式号廿四箱納メ、同金式万円受取、直チニ拾四番江送ル

一青森早川江電信、速ニ秋田江回ルベシ、米ハ四円十銭までニ非レハ買切りヲ見合セベシト申送レリ

一大蔵省ニ而米拾万俵程御私可被成決定之折柄、内務省之建言ニ捩リ御止メと被成、一粒も御私なし、蓋シ非常之天災ニ備ヘン為、斯ク数十万石を政府ニ貯エナルよし

一今日新公債証書鬮引有之、凡三拾四万円強、東京府ニ而國債察官員并商人最所持之多キもの數名立合之上鬮引セシ処、たわら之三字当リ式本六十本之内、会社所持之内式千八百両丈当レリ

一大蔵省ニ而米売らず、旁東京ニ而者先ツ売付米買埋メすベキ趣大阪江電郵ス

一中山江伊太利より手紙アリ、種紙代三千(空白)弗者マワト方江送り、残り五千枚之内千枚ハ役ニ立チ不申、四千枚貸付ケ、其価壹万式千フランク者(但老枚三フランク)者近々取立送り宜敷よし申来ル

今日六円七十一式銭

(改丁・半丁余り白紙)

八月廿五日 晴

一本日又々井氏呼出しニ而出庁有之、今日ハ先日之所置なり、御書上聊か意味の違ヘルアリ而今日者調印ナラス

一米百枚今日買理メタリ、六十五錢より四錢、凡益金貳百兩余

一今朝野田軍吏より大倉と会社トニ自宅江来ル様手紙アリ、依而馬越ヲ同道三人本郷同氏の邸江至ル、被服用ニ欧州より買入し物品一々東京ニ運送検査之上、又々六鎮台江分配スルノ二重之手数ニ付、エシエントニ命し倫敦ニ而兼而買入ノ節、六鎮台江分配スベキ分ヲ区分シ、横浜江着之後子者直ニ其鎮台々々江運送シ各社出張検査ヲ受ケ、上納の報知ヲ得而代価ヲ東京ニ於而可渡と、依之其間之利足、出張之入費等詳細見込書可申出旨云々、是ハ色々長舌アリ、追而決定之処ニ而記載スベシ

一シエントル、アルウイン来リ、岩崎氏ヲ問フ、同氏留守

八月廿六日 快晴 朝小雨

一吉田山口県参事来訪、明後日帰坂之よし、此人来京セシ者中野之去ルヲ停ル為なりと想像セラル

三ツ井組弥危急存亡之秋とナル

本日ハ云妹お金之周忌タルヲ以親族ヲ品川江招ク

八月廿七日 晴

一番約絨第二号之内百廿反フリンチエ船ニ而着之分上納、是ニ而皆納ス、一万円受取、拾四番江送ル

八月廿八日 晴

一青森ニ而新公債証千円買付、五拾五兩換之趣平田方伝報ア

リ

八月廿九日 晴 午後雨

横浜ニ而土州之人高谷某と云フものニ井上氏面会ス、此人式外国人之依頼ニ寄リスナイトル銃ヲ買入レント望メリ、陸軍上納之口ニ而廢銃ト可相成分売払フハ好機会なりと近々引合、価拾五弗と云込、即チ銃ノ見込福原大佐江乞而借用シ高谷江式挺、アルウイン方江五挺送ル

一十月限百枚売リ、米又

一七拾八錢より
六円八十一錢迄

八月卅日

一京都府より絨見本ヲ送ル、右江照準之分取寄セ直ニ送り遣ス

(改丁・半丁白紙)

九月一日

昨夕第五時半方木村、中村、益莊三氏と共に玉川ニタ子江行く、品川より式里半之路程ニし而第七時半着セリ、亀屋ニ泊シ翌日第二時出船、川を下り而川崎宿江至リ、従夫六時十五分之気車ニ而品川江帰宅ス

(改丁・半丁白紙)

九月二日 晴

一秋田宮木方文通有之、米四円三十錢迄下落、尚下落の模様申越ス

蒸氣船諸懸、秋田土崎港ニ而米壹俵

一 式錢七厘

米上俵掛并
造直シ五ツ処
結アミカケニ而
但積貨共

一 壹錢三厘四毛

解下代

一 七厘

米他ノ蔵江運
転賃

一 三厘

蒸氣船積付
人足

一 壹錢

藏敷

一 金六錢六厘八毛

但シ壹石ニ付式拾式錢貳厘四毛

若舟川江積出シ蒸氣江積メハ一石ニ付拾六錢余増掛リ相

成よし

坂上綿秋田二本^{別老本}六^目、二本ニ而十二^目、式拾兩ナレハ売レルト

申越シタリ

東京三州之上納ナレハ向クトノ事なり、東京兩之七百十

目ナリ、見本ヲ添秋田江出ス○早川江も文通シ米四円十錢

以下三千石より以内可買入ヲ申遣ス

一 三局江拾四番江回リシ銃其外品々之勘定書差出ス、且残洋

凡五万弗受取申度を願ひ出ス

一 三菱々陸軍江願出タル運賃表者大阪壹貫目ニ付五錢七厘、

名古屋五錢五厘、熊本拾七錢、仙台拾錢<sup>但損失(全損ヲ除)
受合なり</sup>

海上受負ハ大阪七厘五毛

名古屋同断

熊本一分九厘五毛

一本日十一月限六円六十五錢、十月者七拾五六錢

一 吹田より人アリ、赤龍丸ヲ土港^{土崎港}江回送スト、今月九日當

地出帆之よし、舟川迄百五兩、土崎まで百拾兩、容赦米一

石三升なりと

一 昨一日も伊藤八兵衛と亜米一との訴訟、米國^{倫敦}剛士館ニ於而

初マレリ○ヒットマン帆船前船シエームスパーテン破船セリ

と

九月三日 曇

一 十月限又々五十枚売り、六円七十五錢

(改丁・半丁白紙)

九月六日 曇天

一 第十二時ノ氣車ニ而横浜江往キ、アルウインニ逢ひ同氏訴

訟之事を聞き、従夫共ニ米岡士^{倫敦}ノ館判レ裁処江至リ伊藤八

兵衛ノ申候を聴聞セリ、裁判人ワンビニューレン岡士、一泊

ス

一 マワトより電信アリ、絨九月卅一日ニ到着可致陸軍約条之

分積出シ五千ヤル七月卅一日出帆、一万八千ヤル八月積出

し、余ハ此次ノ周日ニ積出スべしと実ニ其怠慢可驚と、速

ニ嚴責し電報ヲ送レリ、其電信ニ鮑貝上物四千シルリンク、

煙子上直との事アリ

一 シエントルニ逢ひ而東京の事ヲ申伝ヘリ

一 アルウィン者ロハルフ去而以来又大二旧ノ説ニ復セリ、七十四番ワイセル借用之金期来レ共私方不致よし、最早ワイセル一身ニ拘リ近々危難ニ向フ者止メ、飽まで自身ニ勉強スル見込之様子なり

一 四十八番江尋問ス

九月七日 晴

一 今朝四八江寄り絨之事を被托、百反ノ口たとへ何程ニ而も付直いたしもらひ度との事なり、式百五十反之事モ談アリ

一 茶已ニ九百万斤程売レタルよし、昨年より見レハ平均直落チ之よし、毎年少々も減価スルベシ

一 一時十五分ノ車ニ而帰京ス

一 米昨日百式十枚、今日三十枚買埋メ、六円六十九銭

一 正米高シ、本穀ハ矢張一斗三升九合、先キ物ハ安し、大阪以西も此模様ニ而者十年内ニ無豊作なりと報知来レリ

一 拾一番江立寄、ロヘルトソンニ逢、ヒツトマン之材木売方ヲ被頼たり、岩蔵ニ頼ム

一 大阪を来状アリ、吉富頼ニ辞職ス

一 秩録(マゴ(空白)) 万三千八百円

一 此価四万五千四百六十一円八十四円五十銭ニ而授産局江九万式千余円ノ預り金ノ口江返金ス

外ニ

三千五百式拾五円

別口預り六万四預り之口江返却セリと

一 昨日トクトルシモンスニ面会し而自身之疾病一条ニ付将来之事ヲ相談ス

同氏云ク、豈肝臓而已ニ甚敷疾病アルニ無之、一体壮健ならされ者此儘ニ而者健康ヲ保チ難カルヘシ、商業ヲ辞シ去ルヲ得レハ是ニ而越スベキ手段者無し、然し其業之捨テベキト否とを能ク斟酌シ、もし捨ルニ難ク又捨ルを好マサレハ、行状ヲ改メ而試ルも妨ケアルベカラス、たとへ者終日机ニ向ヒ書物読書等ハ全ク止メ、都而細事ハ人ニ委ね、機会アレハ可相成旅行し而保養すべし云々、弥此説を聞、自身ニも数々是迄之経験ニ徹し而熟思スルニ、此会社ニ在り而者自ら己レノ身体を顧ルヲ難ク、自然不摂生ヲ極ルヲ多シ、事業ヲ捨而中途ニ志を廢スル惜ムヘク、又社中ニ対し、社長之恩顧ニ対シ、今日創業之折柄退社ヲ申出ルヲ忍ビ難キ処ナレトモ、左も無くテさへ大阪ニ而ハ吉富之辞表起リ、藤田ノ退社ノ議アリ、いつれニし而井氏を煩ハス同一ナレハ、決意し而辞退を申出タリ、然ルニ同氏ニ於而も又々驚歎スベキ事件アリ、此ニ略シ其成跡ニ就而記載すべし

(以下余白・改丁)

一 大阪鎮台之エシエント者藤田氏願出たりと

一 佐之助小倉地千五百反アリと而持ち来ル、価式四五十銭と見本ヲ送り大阪鎮台ヲ聞合セ見るべし

(以下、余白・改丁)

九月八日

ヒツトマン之通弁官石山氏警視ニ被拘留しと

早川^カ近々文通アレトモ、秋田米四円廿五銭位ニ而未タ引

合不相成と、然し近々下落之よし、宮木土崎港ニアラス

平田公債証書千円ノ分持參帰京すべしと伝信セリ

大阪江文通ス

今日米六円、十月限六十一二銭、十一月ハ六円四十五銭、

一段ノ下落なり、正米ハどふも高し、本穀一斗三升九合

新穀上総もの一斗四升四合之売却相成レリ

(改丁・半丁白紙)

九月十二日

一 藤田^(マ)伝三大阪^(マ)着京ス、但し鳥尾少将同行なり、藤同人兼

而申出タル辞表之事を遂ルルためなり

一 大阪ニ而者米売付之分ハ已ニ買埋メ式千石余買こしいたし

候よし、但シ五十銭台、東京順氣至而宜く下落、六円十三

四銭ニ至レハ大阪も売埋メ、外石数売付候様伝信ス

一 馬関ハ九月限へ山口米七千石売付之分現米相渡候筈

一夕刻井氏ニ同道し而田中氏江至り、第二号絨近着一条ニ付

頼談ス、従夫直チニ野田氏江至ル

一 兼而三月中注文ノ絨現今已ニ着可致期限ノ処、倫敦^カ之伝

信に寄レハ七月中五千ヤル積出シ、八月中壹万八千ヤル、

其余者近日積出シ之よし、然ル片ハ期限延着スルニ付子細

ヲ糺セハ、器械^カ破壊ニより而遅延セリと、尚詳細ヲ可申

越シ電報セリ

九月十三日

一 本日第十時四十五分ニ而横浜江至り、アルウイン、スミス

と談シ絨遅延之一条ニ付、何等之事故歟詳ニ証書ヲ以報告

可致云々をマワト江伝信ナサシム

一 四十八番江申送り而式百五十反之紺絨見本を取り、再陸軍江

出ス第三号ニ代ラシメントス

一 今日莊作同行し而米国剛士ノ庁江出、伊藤八兵衛ノ訴訟ヲ

聴聞ス

一 大平江面会し而横浜ノ地処売却ノヲを托ス、云イ直式千四

百兩

一 東京本日少々小戻り、六円拾七八銭、横浜六円四十三四銭

一 南部煙子之見本、京屋より取り而四十八番江見セタリ、品

格アシクし而ロント^カン之求ニ供し難しと、但百斤七弗位ナ

レハ相当ナラント云々

九月一日

一 藤田者弥当社ヲ辞シ而陸軍大阪鎮台ノエシエントニ従事ス
ベシト稍決定セリ

一加藤祖一來社ス、秋田県貢米取組方ニ付兼而談判之末井氏
二面談ス

一糸平來社シ兼而之負債償却ニ付數々頼談アリ、到底不得已
事情より起リシ処ナレハ、十一月卅日迄無利足ニ而延期可
致事を申聞、書面を取り而卅日ニ至リ、無相違返却之事を
証セリ

一陸軍江絨延着ノ御届をなしたり

(改丁)

一 九月十五日
(記入を止)

一 九月十七日

一 休日

一 九月十八日

一 十五日ニ三菱商会江十四艘ノ蒸氣船を御下渡、年ニ弐十五
万円之扶助金ト壹万五千円ノ生徒授業料を下シ賜リ、益々
航海之事業ヲ拡張セシ事を被任タリ、扱之兼而ノヒエム一
条も近々可運順序ニ至リ、アルウィンニ文通し而此事を伝
フ

一プローン來社ス、陸軍省と絨毛布約条之書を英文ニ翻訳し
而マワトニ送ラシム

一水沢県令より來信アリ而麥買入之事を被托、官員川口某と
引合、千石を買入ベキ手順をなしたり、然ルニ東京近々騰

貴し而四斗五升ニ至ル、依而忽チ田中を川越桶川江下シテ
買収スル積リ、東京上リ五斗之見込なり

一何分当社之都合來年之貢米取組み覚東ナク、先ツ秋田之方
も断リ候方可然事ニ決シ、加藤江相頼み文通可致積リ

一過日開拓使江帆前船一艘之書付差出シタル処、一昨日官員
出張検査シタリ、片山同行

一過日横浜ニ而毛布赤者三分五厘、青者二分ニ而式十包売却し
タリ、但シ濡損シ物なり、赤者四拾枚、青ハ百六拾枚、都
合式百枚

一本日陸軍改正掛官員江仙台行之趣ニ而、第五号拾四番江送
リ來レル絨四百ヤル余九十九錢五厘ニ而売却シタリ、其他
白絨ボタン等少々賣買シタリ

一昨日新公債証書圖当リ之分式千八百円并八月迄之利足共東
京より代価受取りタリ

一ヒットマン之石山拘留サル、等不都合不少之間、品川井上
之宅ヒットマン借宅之分、甚不取締多ニ付、取締方拾四番
江申遣シタル処、当方江依頼ニ付、無扱橋本助太郎を遣し而
夫々封印等をなさしむ

一伊藤某(陸軍之官員)之依頼ニ扱リ、(空白)ノ某当社手代ノ内江試とし而見
仕フ

一以後陸軍買上ノ代価洋銀ヲ以下渡スノニ決定シ、其趣(京書)
を差出しタリ

一 中山より之依頼ニ拠、京屋芳兵衛江金六百円時貸シをなす、但し南部煙子式百筒運送屋江預ケタル証書ヲ以抵当トナス、利足取極メス

一 秋本俊輔水戸江公債証書受取ニ発足ス、但兩三日前之

九月十九日 快晴

田中江出口保三を添へ、千五百兩為持直ニ川越江発足、麦
之一条ニ取懸ラセタリ

一 昨日と過日とニ而横浜相場処ニ於而十一月限五百石大平之手ニ而売付ケタリ、但シ六円四十一錢より四十七錢、昨日高シ、商社三拾五錢まで、本日安シ、商行六円七錢

一 井氏ハ吉富江之伝信に云ク、買ヒ置キノ式千石余ト山口県米とを引当、十一月限江掛ケ売リ付ケベシ、天順至而宜ク、最早風災之患無シ

馬関もし五円五六十錢ニ下落セハ買埋メ而大阪江掛而者如何
一 早川江文通し而帰京之事を申遣ス、秋田貢米ノ取組最早見込無レハ滞留し而も詮なし

(以下、一丁分白紙)

九月廿五日

昨日より疾ニ付休暇ス

今朝第四時頃より産ノ催しあり、半浴ヲナサシメ、第七時より腹痛烈敷、遂ニ九時五分前二分娩ス、男児ナリ、母子至而壯健なり、書ヲ四方江飛し而吉報ヲ告ク

一 木村本日郵船ニ而京都江登京ノ為出帆ス、此行者公債証書
西京府より買収スベキ事を申越シタルニ付、其事を引受ケ
ント同人出張ス

同廿六日

同断休業ス、親族各来訪し而出産ヲ賀ス

同廿七日

出勤ス、警視廳の絨氈ニ催促^セシ共、先ツ廿八日課長之評
議ニ而決スト云々

第一銀行江行キ、秩録^ヲ証書五万円八拾六兩ニ而買入レタ
リ、但し二日之取引約束もし延引セハ月別九朱ノ利足ヲ払
フ事

廿九日

一 昨夜第七時ニ政府江長崎ハ伝信アリ、雲揚艦朝鮮海ニ於而
測量の折柄、彼ノ砲台ハ砲撃シタルニ拠リ、兵士上陸し而
砲台を乗取り、尚進而村落ヲ焼、砲数十を分取リし而帰帆
セリ、是ニ於而歟我輩等の着手ハ先ツ米ニ在リ、兼而之売
米を買埋メ外ニ商行社ニ而四百枚、商社ニ而式百式十枚買
入レ、大阪江も敵敷伝信し而五千石売付ケ之分六円式十錢
台を六円五十錢ニ而買埋メ、外ニ五千石買付ケ^{六円五十}東京
^{商社六円十五錢ニ而売付}
^ハ商社六円十五錢ニ而買埋メ、^{之分六円三十錢ニ而買埋}此報アルヤ參議其外之英雄先生等者四
方江飛走し而、特ニ此事ニ而已密談アリ、木公者此事件ニ
付委任を受ケ度と望み出タルと、横浜売付ノ分も五十兩位

の益ニ而買埋メタリ

十月五日

横濱江至り四十八番ニ而絨之談ニ及へとも不被行、大和銅持合セ無之哉尋ニ付大阪江電信ス、尚雲州荒銅之事も申込みたり、先ツ雲州十九枚半、大和式十壹枚と云へり
拾四番ニ而數ミアルウイン之愚痴ヲ聞ケリ、同人不幸ニシ而今年ハ公裁打続キ、營業之暇無之、是はと云フ益も無キ故、大ニ食込みとなり、此末目的更ニ無之、弥解社セシ歟、又ハスミス、フローン三人ニ而此社ヲ維持セン歟と未タ決セサル様子なり

一馬車、田中氏ヲ注文之分フローンニ托ス

一アルウインよりロハルフ井プリ子江送リタル書ヲ一見シたり、実ニ慨歎ニ不堪書なり、其決意ヲ演へタルなり

一木村者証書五万円利足先収社取り八拾四円五十錢ニ而買却ヲナス、但シ一月之入りニナス、其間利足者先収者ハ夫之割ヲ以私、京都府へ払フト、銀行保護預リ書を送リ、夫と引換へニ金子受取ルベキ伝信アリ、依而渋沢へ談、其事ヲ調理ス、但シ壹万三千円を此地へ於而拂ヒ、残り三万円を京都府ニ而渡シ、夫迄ノ利足ハ月九朱ノ日分ヲ私ヒ、為替者無打と極リ、直ニ其趣ヲ伝信ス、外ニ貳万円公債証書を岡本氏ヲ買入之約ヲなしたり、八十六兩なり、依而其事をし而木村江伝信セリ、其夜伝信アリ而貳万五千丈ヶ尚売

却したりと

一商行社買入ノ四百枚売埋メ、買入ノ直段五円九十五錢より六円五六錢、売埋メ六円貳十四五錢、利益凡八百六十兩、商社の方も貳百貳十枚買入レ分貳百兩斗リ之利益ニ而売埋メ、内貳千石先売リノ分損ヲ見而買埋メタル損分三百五十兩余、差引七百六十円余の利益アリ、外ニ商行社ニ而六円十五錢ニ而百枚売リ付ケタリ

一銅ノ事鉦山頭大島氏ニ願出タリ、追而取集メ之上沙汰之答此度ハ朝鮮騷擾も格別高直ニ持上ケス、然し大阪大手買手ノ為ニ兎角天順ニ逆ひ下落セス

十月六日

本日者藤田江頼み合ひ、先ハ銃獵ニ出懸ケタリ、雨天ニ而大閉口、中山、ブラガ同道

十月七日

一早川帰京ス、秋田取組米略決定し貳万石も已ニ申込、仮約条取結之折柄此方ヲ文通アリ而飛而帰京ス

一昨夜拾四番ヲ昨日ニ号之内五千ヤル程来着シ、直ニ陸軍江差出セリ、荷物荷造リ方粗漏ニシテ官員甚悦ハス、然し物質者充分なり、八千弗之内金を願出ス

一警視庁今ニ絨を引取らず、昨日歎願書ヲ出セシニ収手セス、依而今日書下ケ証書ノ写を添へ尚大倉江托し而迫ル積リ

一岡本氏来社ス、公債証書今ニ持参無之、二万円ノ分もし持

参ナサ、ル牛ハ石川県ノ分、未夕書替不相成内式万円讓ル筈、此分ナレハ八拾五円なり、四番と事頗ニ取急ぐ様子、尚岩崎江今一応迫而後チ之事と帰レリ

一スナイル者昨日ニ而悉く検査相済、陸軍卿江其報告も上進し調印済トナレリと、第三号ニ属スル分四千有余、内廃物とナルもの今一応検査スルト云々、先ツ々々安心なり

一蓬萊ニ五千挺アリ、見本岡本方回ス筈

高谷ニ昨日面会、スナイドル之談アリ、支那と英国との葛藤調和ナラス、英公使ハ書記官ヲ本国政府江遣リ、指令ヲ聞而弥和戦ヲ決スト、魯西亜も罰金ノ滞ヲ払ハサルを怒リ厳く督責スト、米國ノ蒸氣船江砲撃セリと、支國弥四方之苦情百出、依而又々武器ヲ購求スル様子なり

第一号約条絨殘金八百、若干本日受取済み

早川地券持参セリ、青森之分なり、凡三町分九百兩程之賃金抵当なり

去月自費惣体ニ而百八十兩余

今日南部来レリ、依而ホフマン先生江式十兩、柏村江之三兩を托ス

片山者新規之洋銀箱式十八枚余と云ヘリ

(米田、ブラガ、愚弟来社ス)

十月八日 晴

今朝者何ニ歟九州辺穩カナラサルヲを申請被レ、米価商行

甚高く三拾錢以上、夫より直ニ落チ而式十四五錢

一井上氏、宮本氏、四番之談判とし而今日横浜江出張ス

一木村よりヒメアリ、三ツ井組を京都府ニ於而五万円買上ケ

タリ、直ハ八拾ト三円五十錢と、アト約条初ルニ付有高知ラセタと申越セリ、依而五六万円者アリト申送レリ

一午時ブローン来ル、誘而陸軍省江至リ此度着ノ絨包方宜しからず、殊ニ反ノ内切レ口有之よしニ付検査をなさしむ

此絨追々反ニ縫口有之、其分ハ悉く取除ケトナル、以来如此分者小數ノ反ニ拵而輸入スル片者差支無之をスミス江談スル

(以下半丁余り白紙)

十月十四日

一今夜横浜ニ至リアルウィンニ面会し而左ノ談話ニ及フ

僕云ク、一体日本者米麦ノ最出産スル地ニし而、農作ノ

井ハ内地ノ需用ニ越へ、遂ニ他江輸出シ得ベシ、一体倫敦

ニ於而数万石ノ米ヲ買収スルニ、僅ニ二十三名ノ仲買アリ

而此手ヲ経サレハ売買ヲナス能ハス、恰も彼等ノ專買ト

ナリ、已ニ夫か為昨年之米商も數十万ノ損ヲ醸セリ、是ヲ

防クノ術アリヤト、アル云ク、実ニ彼等ノ專買ニアリ

と雖トモ、シラプライ之過多なる時と需用之多キ時二者從

元彼等も勢不及処ナレハ、敢而夫程ニ煩ラワスル勿レ、昨

年損ハ一ハ此弊より来ラサルニ非レ共、其重ナルハベンコ

ル等より食用之米夥多倫敦ニ輸入シ、騰貴セシ価も是か為
 大下落ヲ生スル折柄、又食用ニナルベキ日本米追々入津セ
 シカハ勢ひ保チ難ク、遂ニ九シルリンク九六シルリンクより之
 廉価ニ低下シ、スタルチ糊ニ用ひ、又ハ芋之代用ニ百姓江
 売却スルニ至リ、尤其内又々欧州中ニ分売セシト申モ、到
 底下米ノ価ニ同シからされ者需ニ供シ難ク、遂ニ大損失
 ヲ醸セリ、且ツ者運輸之方法も周密ならず、途中損減セシ
 も又少カラス

此後又輸出セント思ハ、先ツ第一ニ鉄船ニ非レハ米ノ為
 ニ悪ク、最空氣ノ能通スル分脱ヲニナスベシ、袋も余リニ満タ
 サル様ニナシ、船ニも少ク猶予ヲ置ク如クスヘシ
 最撰ムベキハ米質ニし而、昨年輸出セシ内肥前米、肥後米
ハ井美通ノ米ハ第一等ノ価格ニ位シ、途中ノ損も極而少シ、
 中国并紀州米ニ至リ而ハ甚不充ナル成果ヲ得タリ、右等
 之件々ニ周密注意ヲ加へ、時機ヲ斗リ見本ヲ前以送り而、
 時限ヲ極而約条ナス并ハ敢而懼ルベキ商法ニ者無之、近時
 欧州江之帰り船荷物少ケレハ、船価も極而廉価ニし而一頓
 ニホント位なり、米価拾式シルリンク位ナレハ随分豊作よ
 リ一時大下落ヲナセハ、又随分引合サル商売ニも非ラス、
 日本米ハ欧州ノ飯米中第一等ニ位シ、右ニ出ルものハ米國
 ノカロライナ米より外ニ無し、然ルニ此米ハとても価安く
 シテ、輸出スルヲナラス、通常ロントン之市場ニアリ而人

も其美質ヲ知り而需用多キニ至ル片ハ、又必ス一ノ輸出品
 産トナラサラン哉、一体英国而已ナラス欧州江再出スル分
 多シ、且ツロントンニ於而白米ニ搗キ、西印度地方ノ米無
 キ地江再ヒ輸送スル高少カラス、白米ハ日本搗キ彼等ノ意
 的サス、倫敦江送レハ再搗キ直スト、故日本ニ而費ヤス
 費用ハ全ク損となるなり、或ハ現米ト白米と混合し而積ム
 片ハ極而保チ方宜レトモ是も損なり、結局現米ヲ送ルニ然
 ス

十二月九日

一此ニ又一陣の暴風吹き来り而、我輩等の為ニ者一大変革を
 醸スニ至レリ、江華灣之一砲撃より政府者朝鮮ニ使節ヲ遣
 シ其無礼ヲ咎メ、且ツハ後來ノ和親ヲ堅固ニナサン為条約
 ヲ取結ントス、則チ黒田開拓ノ長官此任ニ当レリ、然ルニ
 政府者井上ヲシテ同行シ、同氏ヲ輔ケシメント諸大家類ニ
 来而勸ルトとナレリ、從元同氏井上者朝鮮之事者不問ニ措
 クベシトノ説ナレハ、己レノ説ヲ曲テ此行ヲ肯スルト者甚
 不好処ナレハ、固ク辞スルト雖トモ、此二種々之情実アリ
 而同氏者とても通ルニ道ナカルベシ、自身之為ニ者一六勝
 負ニ近シトモ、同氏此行ニ在リ、為無事平和ヲ保ツヲ得ハ
 邦家之為実ニ幸と云フべく、又同氏之榮譽此上も無ギトナ
 リ、もし同氏弥奉命スルニ至レハ、商売ハ来九年三月ヲ限、
 悉ク終ルベシ

十二月十一日

昨夜、ブラカ、中山、矢野、都合四人二子江一宿、本日より登戸辺ニ銃獵ス、得物余程多シ

十六日

一勝間田協同社ノ役員、井上之伝信ニ扱リ而來ル

一 下ノ関ニ於而一月限五千石買付ケタル分(是ハ一月限ニ者必ス新トても新米間ニ合間敷、其時ハ高価ニ可到との見込ヲ以買入レタルナリ)金融ノ壅塞と米ノ農作とニより今一段も下落アルベシトノ考ヘアレハ、一旦売埋メ置クベシト伝信ナシタリ、東京ニ於而五四十一錢、四円九十四五錢ヲ買タル者皆少ミ之益ヲ得而売埋メタリ

一 今年者大蔵省ニ而金融ノ絶ヘタルより貢納ノ六ヶ敷ヲ被慮、諸県ヘ米ヲ買入ルベシト令シタリ、此米遂ニ米騰貴セサレハ欧州江輸出スル之外策勿ルベシ

一 霜降大絨四万五千ヤル程

(以下半丁白紙)

明治九年一月一日

晴 四十度

元旦第七時ノ氣車ニ而ブラカ来リ、同伴し而玉川ニタ子亀屋ニ至リ、従夫ニ日夕まで游獵ス、一日者下作村ニ至リ、一日者登戸より和泉辺ヘ至リ、二日夕帰宅ス

一月二日

夕帰宅シ見レハ太郎風邪ニ而著ク不快ナリ、幸ニし而侍医伊東井南部氏之来訪ニ会シ診察ヲ受ケタリ、此夜一時頃より胃ニ劇痛ヲ起シ一統大ニ心配ス

三日

此日も第三時まで銃獵ス、フスマ村ニ至ル
第三時四十五分ノ車ニ而横浜ニ至リ、ブロン氏龍(ロンド)動江発足スルを送ル、此日第二号ノ絨川島ニ売リシ分を横浜ニ於而取引ナス

四日 晴

初而出店ス、昨夜太郎ノ胃痛数度ニ至ルヲ以、今晚伊東氏ニ来訪ヲ乞ヒシニ、忽ち先生来ル、腸(マクセル)の加答尔なりと而治療ヲ加フ、岡本氏来社シ四番との事ニ付云々苦情アリ、アルウィン江電信ス

五日

一朝横浜江至リ、アルウィン東京ニ在而面会セス、第十一時同氏ニ横浜ニ面会ス、四番一条談判ノ上午後帰店、直チニ岡本氏の宅江至ル、但セントルとの間協加セサルヲアリ而、英裁判官之中裁ヲ受ク、三菱ノ所望之品々者引渡シ至当之決ヲ得タリ、此日井上氏江可送品々を調べ、手紙ヲ認め金山某ヘ托ス、メルウイスも磯野一条ニ而神戸江行ク、然ルニ郵便船発帆セス
ワットソン、大蔵省より式拾万石の米ヲ買ひ外国江輸出セ

ントスルニ付、帆前船老艘を米ノ桑^(サンフランシスコ) 港行ニ雇フタ
リ

六日 曇

朝岡本氏ニ至リ昨夜横浜ノ「ヲ」談シ帰路大倉組ニ至ル、同
組へ陸軍より内命アリ而、此度朝鮮へ出征ノ用意アレハ其
用達ヲ受クヘシ云々、就而者力ヲ協セテ共ニ尽力スヘシト、
然レトモ從元此方ニ於而望ミ勿レハ断然肯セス、馬関ヲ中
央本陣トシテ出征ノ用意アル様子巨細大阪江も出状ス

一四日の日ニ米百八十枚三月限ヲ買入タリ、五円六十銭、米
価氣配強シ、全ク輸出ノ「アル」故ナリ

一泰輔四日市伝信し而上米五円ニ而四千石位買入得ヘシト、
此事新ニ着手スル、好まさる処ナレトモ余リ捨ルモ惜き事
故大阪江相談ニ及

一午後岡本と同道し而横浜ニ至リ、アルウインニ面会、又々
三菱江可渡品物之事ニ付其談判ス、未タ充分ナラス、双方
小児の如く鎖末^(ツマ)の事ニ日を送、愚ノ至リナリ

一ワットソン輸出ヲナスニ寄リ麻袋九万、拾四番持チニ而東
洋銀行江質入之分売払一条談判稍調ヘリ

ヒットマン来ル

七日 晴

一岡本氏来社ス、未タ三菱之折合調ハス、甚閉口セリ

一金式千円、中泰輔へ送り、試ニ米四百石斗リ買入ノ入費及欠

米等ヲ実地經驗セントス、引違ひ伝信アリ、三百石一志米
一斗九升八合ニ買入タリト

一井上氏江可送彈藥ヲ黒田大使ニ托ス、同氏昨夕出帆

小児追々快方ニ赴ク、セメンス氏も来訪ス、又昨日ハ伊東
先生も来レリ

一岩間氏明日発足之よしニ付、土産物等本日同氏江贈ル

(改丁)

三月五日

一朝鮮行ノ大使ハ其使命ヲ全フシテ今朝着之処、順風強ク一
日早ク品川ニ昨十二日着ス、然レトモ朝廷ノ之ヲ迎ル儀式
アレハ、今朝ステーション^新迄歸リ、從是三條殿其外之參
議と參朝ス

(改丁)

三月十一日

一仙住^(金目) 御殿跡へ銃獵ス、此日風強ク感冒ス

同十二日

一大阪吉富交代とし而木村今日の船ニ而出帆ス、共ニ横浜江
至ル、フィセルニ件々督促及フ

一臨時陸軍之買物大倉乗合物之内、蘭八之絨^(セ)ニ而買得タリ
一洋銀先日者五拾九匁三分迄下落せし処又々騰貴ス、今日ハ
六十匁七分五厘ニ至ル、一時為替の小戻りせし訳歟

帰後不快

同十三日

今日より感冒甚快しからず、平臥ス、従本日隈川日々来訪
診察ス、渋沢氏来ル
福地来

同十四日

矢野江秩録式千五百円八十円、二十銭かへニ而売り、式千
円受取置

十五日

此夕ドクトルセメンス、隈川、南部宅江会ス

□□下剤ヲ用ユ、更より下痢甚しく、殊ニ胃中を洗除ス
ル如く甚難堪太苦難ス

十六日

鳥尾中将来訪、フラカ(空白)

此日少ク快然ヲ覚ユ

十七日

矢野来ル

十八日 此日甚病快しからず、終日数十行下痢ス、即チ腸の
カタルナルヲ知ル

此日セメンス来ル、此下痢ニ者翌朝カスタルライルヲ用而
今一層下痢ヲ加フベシと、此説ノ如クス

十九日 カスタルライルの為ニ却而快然

横浜ニ而臨時買物ハ追々運ひ、銀行ニ而秩録証壹万四千両
ヲ根質ニ差出し、壹万円の余振込ヲ頼、洋銀ヲ買入レ類ニ

荷物ヲ引取ル

毛布式千五百枚、蘭八之口

赤六十枚、青四十枚ノ割、四分三厘五毛

同千枚、廿六番せり市

赤、青、四分式厘

同八百三十枚六十二番

赤、青、四分式厘

五十四番、紺第三号

百反 一枚二分五厘

十四番、鼠千九百ヤル余 108

〃、紺二号 18 3/4

上海綾木綿ハ一反三枚五分ニ横浜着手、合者(空白)、廿日無

事着ス、初日納メ之分江三万四千円内金受取ル

一出口、山尾、三菱江送ル、但し同社江登用サレンの望みナ

リ

廿日

此頃米下落ノ処、又々糸平等の買戻ニ而五円ニ至ル

一昨朝ワイセル来ル、麻袋ハ太体ワットソン江売却シ、益金

ヲ東洋銀行江渡シ証書ハ取戻セル策成ル趣ヲ申ス

一石炭油土蔵ノ談アリ

一紺間違式号警視庁より式千ヤル入用之事大倉組江談アリ、
即チ同人より買入度申越スニ扱而、如何之趣ワイセルへ問

合せ候処、式千ヤル丈ケ者差支無之趣申越ス

一 欧州より注文スヘキ絨価高価ナルヲ以、未夕省中勘定中ニ
而無ノ沙汰無シ、アルウインよりも電信来レトモ如何と
も可致様ナシ

紺三号 七十九ヘンス

黄 六十三ヘンス

鼠 七十ヘンス

四号 七十ヘンス

五号 七十三ヘンス

一 ワツトソン江米式拾万石又々政府より売却ナリシト

廿三日より全快、出勤ス

廿五日夕、井上氏を訪フ、山形、福地両氏来会ス、同氏の去
就未夕定まらず、専ら欧行を冀望す、其故ヲ察するニ蓋シ
方今之勢ヒ同氏之意見難被行ヲ諒知し、寧ろ欧州ニ游学シ
時之来ルを待ツニ而カス、豈我国三四年の間ニ弊ル「之」ア
ルベキ今日之勢ヲ察セサル者、決し而智者之所為ニ無シト
の考ヘニ出サル様ナリ、朋友皆同氏の此挙アルヲ歎ハスト
雖トモ、深ク同氏之位置ニ立チ、前後ヲ思慮スルトキハ実
ニ此事タル哉、策ノ得タルモノと云フヘシ、若シ政府ニ於
而此情願ヲ許サ、ル片ハ、旧ニ復シテ自身ニ欧行セント迄

企望スル様ナリ

廿六日

此日会議処の連中、即チ渋沢栄一、福地源一郎、西村勝三、
大倉喜八郎、其他兩三人と共に瓦斯会社江到り器械等一々
点検ス、此瓦斯タルヤ抑吉原郭中江点火スル為メ買入タル
「ナレハ」、器械小ニシテ「」充分ノ力ナシ、故ニ利益モ又無
シ、若シ尚七万四有余の金ヲ費シテ器械ヲ増ス并ハ其弁益
今日之比ニ非ラス、一日実地ニ就而此議の当レルヲ知り、
会議処ニ於而尚此議ヲ起サント約セリ

此日第一国立銀行稻荷祭ナルヲ以、渋沢氏之招ニ応シ五時
より晚餐ス、客凡式十人

廿七日

ヒットマン来訪ス、抛而支那行入費の「」を談ス
中泰輔帰京スル処、四日市ニ於而聊か色欲之迷夢ニ当リ、
茶貸金の内取立金式三百円を浪費シタリ、若輩と者云ヘ数
度の難事ヲ経験シ、如此の挙動アルべからずと深く信セシ
処、豈計哉、又々斯く之如キ者只々歎息の至りなり、何て
も工夫ヲ以、以後ヲ警メ度モノナリ

廿八日 此日、岡田、小泉より勘定書なりと而送レリ

○遺私

明治七年一月より

同八年十二月廿一日迄

金四千六百七拾四円三十式錢八厘

明治九年一月中

貳百四十八円九拾五錢五厘

但シ益田克徳かし百七十五円

同二月中

百四拾六円六十錢一厘

三月卅日

一 吉富、宗像等を連レ而着京ス

一 卅一日ニ弥アルウインより之電信ニ基キ絨類買入レ可申事
を陸軍より指令アリ、依而其趣ヲアルウインヘ伝信ス、且
ツ、シエ子ラルウインラム^子政府之内命ヲ得而倫動ニ於而
商売ノエシエントを撰任スル權アレハ、是江掬而エシエン
トニ被任ベキを周旋スヘシト申送レリ

一 絨ノ期限ハ漸ク議論ノ上十月三十日を限と決定セリ

一 拾四番より頼みヲ受ケタル石炭油、商社江渡シタリ、本日
品物ヲ出シテ明日九分金ヲ受取ル

一 四月一日

此夜鳥尾氏来ル、吉富氏も来訪シ、引続キ井上氏も来リ会

シ、遂ニホリテイヤル之談ニ及ヒヘリ、井氏之歐行ヲ止メ

而再ヒ朝廷ニ立チ、人民之為是非難忍を忍ビ而担任セシム
を希望すると雖トモ、実ニ方今ノ実況を見レハ不可救ノ勢

ニ而、此時ニ際シ何程ニ焦思スルも不及事ニ付、暫ク時ノ
至ルを待タンと専ラ歐行ニ決意シ確乎動カサル有様ナリ、

之ニ因而三名深ク此事を憂ヘ同志數輩ニ凶リ所為アラント
ス

一 二三日ハ休日ナリ

一 四日、大阪支社より広島県へ出張之森氏出張先キニ於而米
ノ相場ヲナシ、已ニ貳千三百四余の損失ヲナセリ、買収セ

シ米ハ九百何十石、無掬受米ナシ三月限江懸売付ケタル処、

此地ノ米ハ都而米券ヲ以取引ヲナス処、其券ヲ発行シタル

融通会社損耗多く、持合之米トテハ無く空券ニ属ス故ニ、

三月限ニ渡米難成よし云々ニ而、従大阪も岡島、金子之両

人同地江出張、何ニ歎尽カスル様子ナレトモ今ニ何タル報

知も無く、公債証書之事も種々不都合アリ而言語ニ絶シタ

ル有様ナリ、最早此一物等ニ委託ナシ置クトモ、遂ニ結末

ニ至リ難カルベク、木村ニ而出張、機ニ臨而処置スル之外

勿ルヘシト電信ヲ以大阪江往復ス

五日ヒットマン今度又々支那へ発程スルニ因リ横浜江出張ス、

同人之日本政府江尽ス最至レリと云フベシ、内務卿ニも大

ニ同氏之忠直ナルヲ感シラレ、今度ハ陸軍之手ヲ脱シ政府

より内命ヲ受ケ、旁ラ支那ニ關係セル取扱ヲナス事となレリ

一兼而東洋銀行江十四番之為銃器抵当之借金証書遣し置タル処、十四番と者分離せしニ付、右証書も是非取戻し度は迄數々周旋せシ処、容易ニ其事ニ至ラサリシニ付、米袋を安価ニ買収シ是江金を貸し、拾四番をし而式三千円ノ利得ヲ得せしめ、夫を東洋銀行へ入金し而右の証書を取戻ス策漸く成り而、今日フェイスルより落手せり

二日之日ニ初而河瀬勸業頭ヲ訪ひ面会ス、温厚ノ人物なり

此ニ四月之「ナリシガ、弥先収会社も閉店すべしと思ヒケル」ニ、三ツ井の三野村ナルモノ頼ニ井氏ニ迫テ我同店ニ就而商業を担当スルヲ望ム、然レトモ從元旧家の事故譜代の家臣も多く、新ニ他人ノ物ヲ容ルモとても奏功の見当有之間敷と井氏ニも肯セス、自身も措而問ハサリシニ、追々其事理を弁解シ強而乞フ、此時中野氏ト共ニ函嶺ニ浴せんと十一日横浜ヲ発シ、十二日宮下ニ獵シ雉子三羽ヲ得、翌十三日熱海江至リ、十四日同処ニ歩ヲ止メ、十五日小田原ニ出、十六日帰京ス

是迄尔後自身の方向も如何スベキ哉と曖昧決セサリシガ、旅中独情考ルニ、たとへ井氏ニ隨從し而歐行ヲ許サル、モ世の決而取ラサル処ニし而、井氏の為ニも又己レ之為ニも

却而不可ナラン、寧退隱シテ一兩年者健康ヲ養フカ、或ハ再ヒ商事ニ從而努力スルニシカスと決意せり

帰京後十七日ニ井氏弥歐行之命ヲ拜せり、理事官とし而會計向取調之為欧州江被遣との辞令ナリ、弥六月下旬出發ノ事ニ定ル、然ルニ三野村ハ其望ム処ヲ大隈氏ニ告ケ、同氏より又井氏ニ談話アリ、再三迫り而乞フ「頼ナレハ、篤と一日彼レノ弁スル処ヲ聞クヘシト十九日三ツ井ニ至リ、彼ノ演ル処ヲ聞キ、尚追々闊論スルニ稍其議論意ニ的ス、是ガ先キ大隈公、何ニ歎談スヘキ「アリトテ波沢氏ヲ以、同道シテ一日來ルヘシト伝言アリ、必ス此一事ナラン、尚同氏之見込ヲモ聞而尚勸考スベシト、未タ決セス、廿六七日の次波沢氏と同道大隈公ニ謁見、物産等の長談アリ、遂ニ三ツ井の談ニ及ヒシニ三野村より充分意ヲ貫カサル処アリ、依而尚三野村と共ニ呼而其事ヲ聞クべしとの事ニ而去レリ

五月一日 井氏の邸ニ会シ、三野村も來リテ尚詳細の談事ニ及フ、依而生の望ム処を記シテ兩氏と見ニ備へり、其之言

ニ

「三ツ井庸^憲之助、同武之助、同森^守助之三名此度新ニ組合、

一会社ヲ起シ通常ノ商業ヲ經營せんと左ノ談話ニ及へリ
此会社ハ新ニ組立ルモノニシテ、從來ノ三井組トハ全ク身代ヲ異ニスルモノナリ、然レトモ從元右三名共該組ニ從事せしものナレハ、兎角其間混淆ヲ生シ安ク、遂ニ一

方之災ハ一方江連累スルノ憂アリ、因之他日決而此憂無
キ様法律上ニ於而判然双方ノ身代ヲ區別又取ルヘシ

此会社興業の目途ハ他ノ依頼ヲ受ケ海内海外ヲ論セス諸
商品ヲ売捌キ、及ヒ買収シテ手数料ヲ得ヲ以スルナリ、
但シ充分ノ勝算アリ而口銭ヲ得ルニモ異ナラサル如キ商
売ハナサ、ルヘカラス、此会社ノ稱号ハ三井空目 会社と
すべし

一 右三名ノ社員ハ益田孝ヲ以此会社ノ惣括トナシ、商業ヲ
担当セシムルヲ望ミ、此度約条ヲ以同氏ヲ雇入ルヘシ

一 従來の三井組ハ改称シテ三井銀行トナリ、銀行ノ業ヲ營
ムヲ以尔今決而他ノ商業ヲナサス、是迄取扱ヒ来リシ商
売中、益田孝見込ヲ以此会社ヘ引受度望ム件ニ者異議無
ク譲リ渡スヘシ、尤同氏之肯セサル分ハ三井組ノ都合ヲ
以、強而引受ケテ要ルウツキモ、決而譲リ受ルナシ、銀行
ニ於而流質物等売捌キヲ要スル品ハ、都而此会社ヲエシ
エントニ任シテ取扱ヲナサシム、又此会社江諸国ヨリノ
送り荷等アラハ、都而該銀行出張処ヲエシエントトナシ、
其出張処ニ取扱ヲナサシムヘシ

一 銀行ノ惣長タル三野村利左衛門ハ公ニハ此会社江關係ヲ
有タサレトモ、從元三井家惣括ノ者ナレハ、暫ク三名ノ
代理ト見做シ、新ニ興スヘキ商業及商事ニ陟ラサル諸関
係トハ必ス同氏ニ協議スヘシ

一 益田孝ヲ此会社ノ惣括ニ任ルニ付而ハ、大略左ノ權限ヲ
定ムヘシ

人員黜陟ノ一、新ニ興スヘキ商事ノ外諸商務ノ右ノ意ニ
代リ他ト約条ヲ結ヒ諸引合ヲナス一、諸計算金銀出納ノ
監督

新ニ取結フ約条及新ニ興ス商売ハ、必ス先ツ右三名の代
理三野村ニ協議シ、同氏之ヲ承服セサル片ハ施行ナスノ
權ヲ有タス、若シ三名ノ者或ハ三野村等自身ノ見込ヲ以、
此会社ニ命シ商売ナサシメント欲スル商事アルトモ、益
田孝ニ於而承諾セサル片ハ是ヲ抑制シテ行ハシムルノ權
利ナシ

一 都テ三野村ト益田トハ能親和シ、現今存在スル処ノ信用
ヲ再ヒ失フナク協力一致シテ、専ラ商業ノ隆盛ニ至ラ
ン一ヲ勉ムヘシ、若シ或ハ各ノ所爲ニ就而意ヲ得サル一
アル片ハ直接ニ其旨意ヲ聞、決而其間ニ猜疑ヲ抱クヘカ
ラス、万一熟和セス双方不平等ヲ去ル能ハサル如キ憂ヲ見
ハ、直チニ井上氏或ハ同氏ノ代理ニ中裁ヲ仰クヘシ、此
会社ハ別ニ資本金ヲ要スルニ非ラサレハ、時ニ臨ミ入用
ノ片ハ別ニ預ケ合ノ方法ヲ設ケ、三井銀行ノ貸借ヲナス
ヘシ、但シ利足其他約条ノ振合ハ凡第一国立銀行ノ定規
ニ準フヘシ

一 外国ニ於而取扱フ売買ハ最以肝要之ニシテ、能ク其任

ニ堪ユルモノヲ撰マサルヘカラス、此般ノ一ハ都而益田ノ委任内ニ存ルモノト知ルヘシ

一益田孝ノ此任ニ在ルハ三年ヲ期スヘシ、尚其期ニ至リ双方望ニアラハ約条ヲ延期スヘシ、都而同氏ノ権限等ハ明カニ約条書江記載シテ、他日ノ異論ヲ生スヘカラス

但シ三年ヲ以任ヲ期スルト雖トモ、疾病或ハ双方之間何様ニも熟和セス、却而夫が為三井商家商売上ノ妨害ニモ至ルを見ハ、同氏ハ井上氏ニ其事情ヲ告而退身スヘシ

右の件々三野村一々領承セリ

一陸軍省第五局第二課絨井毛布約条ヲ三井江讓渡ス^(元魁)ニ示談整ひ、陸軍省江ハ双方互出願せり、夫ニ付三野村トノ約束ハ左ノ通り

東京先収会社ノ不動産

木挽町の石蔵

此金

銀座四丁目之店

此代

横浜石川ノ家、此代

築地ノ家、此代

家具一式、東京ノ分、此代

大坂常安橋ノ蔵

此代六千五百円

金

右を三井ニ於而引受ケ先収ハ買入ルベシ、但シ其金ハ或ハ惣額、或ハ半額、年壹割利足付之証書ニし而期限ヲ立、三井ガ払フヘシ

一当年先収会社ニ於而約条せし絨ノ手数料ハ先収江受クベシ、尤其上納方取扱ハ三井之手ニ而引受ケ取扱フヘシ、此勘定上々之利益アル者先収ニ者受ケス、三井之手数料と見做シ同家江受ケベシ○此約条抵当と而差出シタル公債証書ハ、代り抵当を三井ガ差出シ先収江取下ケベシ、尤陸軍江対し而ハ三井ニ而引受ケべき事ナレト、先収会社江書面を差入レ、

万一損失立タル時者何程ニ而も弁償なすべきを保証すべし一鼠霜降絨保存を先収会社ニ而受合ヒタル分、同く三井ニ於而引受ケトナルナレハ、若シ此分ニ付損失ヲ生セシ井ハ、

何程ニ而も先収会社ニ於而引受ケ弁償可致事を保証すべし一勝部本右衛門江貸金銅山抵当ノ分八千余円、此分先収会社

閉店までニ返金不相成時ハ、三井ガ貸渡シ、先収会社江返金ノ一

右ノ条件井上氏立合、三野村と約定せり

五月七日 三井の樓ニ於而河瀬氏ニ面会シ終日談話ス、羊ハ^(オーストラリア)フースタラリヤヨリ輸入スル井ハ一頭ハ九弗、牛ハ百五拾弗、馬ハ式百弗ナルヲ示ス、但シファイセルの考案二因ル

五月十一日 支那人德澄神戸之バンク、ブラガ之宅ニ来り会スルニ因リ、遂ニ誘而升田楼ニ至リ浪沢氏ニ紹介シ、定位銀貨等の談ニ及フ

(以下、余白・改丁)

六月十四日

此日井上氏之邸ニ於而三野村利左衛門ト約定ヲ取調ヒ、諸証書等夫々調印ナセリ

約条書三ヶ年三井物産会社ヲ引受ケタルもの

対談書三野村と内約

彼ら井氏江宛タル代書一通、是者利益の十分ノ一ヲ見当ニ慰勞金ヲ贈ル云々

十八日

一 小林秀秀如江面会シ三池炭鉱之談アリ、売捌キ方エシエント

ニ被任度鉱山寮へ願出、口上ヲ以許可となレリ、尤一旦三池へ出張之上実地ニ於而約条取結フヘク旨達シアリ、いつレ同地へ出張之見込なり

一 吉田右一協同社社長へ頼談し而、協同社米五千石内外東京ニ而売捌のエシエント引受ケ度申出タリ

六月廿四日

一 午後五井上氏外連中一同出浜し而アラスカ号江乗組、廿五日晚出帆せり

山尾熊蔵も今便ニ出帆せり

一 京都茶園も四人、井上、吉富、自身、木村ニ而新ニ組合持続クト決シ、此度更ニ約定ヲ取結ヒ各調印せり、拾株ニ分ち、井上四本、外各式株ツ、約条書ハ一通ツ、所持ス一損益勘定先収会社之分悉皆相済ミ惣精算ヲナセリ、何レモ各自ノ割合ニ応シテ分賦せり、社員慰勞金も相談済ミナリ

一 井上氏江売渡シタル秩録ツツ壹万七千五百円、外ニ利益之分壹万円ハ書換済次第渡スツツニ極リ、預リ書出シ置ク

右証書之利受取其外一切之事、都而木村ニ委任セラレタリ

(校訂者注、明治九年七月一日三井物産会社設立)

七月六日

一 先収会社と正金ニ而受取リタル金四千七百円ハ、第一国立銀行江当座預ケニ預リタリ、尤預金額ハ年三朱之利足受取ルベキ約定なり

一 同断秩録公債証書ハ七千三百式十五円なり

一 河瀬氏今日来訪せり

一 亞米利加送り緑茶精製之事

一 英国送り緑茶之事

一 煉化石欧米江送ルツツ

一 但し明治八年ニ横浜と十五六万枚ハ輸送相成タリ

一 醬油極製ニし而欧州へ送り出し之事

一 茶の一条一緑茶の製造ハ岩橋轡輔ツツ之話ニ而起レリ、同氏も頻ニ周旋し、当三井物産会社之手ニ而働キ、三分ノ一之

利益金ヲ得度望ミ出タリ

一材木之尺の壹本ハ壹尺角ノ材木ニ而、其長サ壹尺式尺之分ヲ壹本と立、丸太ハ直径ヲ取り夫ヲ自乗シ、七割九分ヲ乗シ、丸身ヲ除キ、夫江乗数ヲ乗シ壹式ニ而除ス

七月十二日 広島丸ニ而出帆、十四日大阪、十五日神戸出帆、十六日早朝下ノ関着、十六日午後小倉江渡航、黒崎へ一泊、十七日福岡江一泊、十八日三池へ着、十九日、廿日鉾山点検、廿一日午後同処出発、白川県長洲江至リ夜第九時乗船

し而島原へ渡リ第二時着、一泊、廿二日午時出立、会津江一泊、廿三日長崎江着、廿五日同処運貨丸ニ而出帆、廿八日朝第三時神戸江着、廿八日夜大阪加賀井一泊、廿九日京師江到、茶園ヲ点検し、卅一日朝大阪江帰リ一泊、八月一日神戸方広島丸ニ乗船帰帆、八月三日朝横浜江無事着ス

巨細ノ旅行日記ハ別冊ニアリ

三日在宅ス、四日朝伊藤氏之邸ニ至リ石炭山之事を具上ス、

山県氏出立のよしニ付尋問、直チニ深川三野村江至ル、従夫ブラカ之頼ミニ依リ横浜江行ク

五日朝、京屋芳兵衛ヲ雇ヒ上州江種紙買入之為遣ス、徳盛方之依頼ものなり、馬越同行、大隈氏之邸江至リ、九州辺之景況ヲ陳述ス

大倉屋ノ別荘ニ行キ渋沢等ニ面会ス、京屋ニ千円貸ス

六日 日曜日 朝中島鉾山助、山尾大輔の邸ニ至ル、不在、

夕刻方渋沢氏之邸ニ至リ商社ノ談アリ

七日 朝中島氏ニ至リ面会ス、高島ノ火ヲ聞ク、三池之一条ハ已ニヨシ

横浜江渋沢ニ同行ス

拾壹番江面会、帰途十四番へ至ル、岩橋万造も同行ス、同人之為メニ洋四万枚買遣ス、五十五匁六分、為替五十一へンス式分五厘

夜、深川三野村ニ面会ス

八日朝、大隈氏之邸ニ至ル、午後郷氏ニ面会ス、福岡県方来状ス、唐津石炭千頓買入ニ遣ス

(以下、半丁白紙)

明治十年一月一日

去冬ヨリ新潟丸、高砂丸江積込、龍動へ輸出スヘキ米買入方大蔵省より被命、頻ニ近在江人ヲ派遣し而買収ヲナス、此時全国米価過底百姓大ニ苦ムヲ見而、大蔵省ニ而ハ糸平へ命而、府内之米ヲ買上ケ価ヲ騰貴セシメント謀リタリ、一月中旬ニ至リ 糸平ノ所為

(以下、一丁白紙)

四月廿日

一厦門江ウアイキン雇入レタル趣并勘定書概算大蔵省江持参、郷氏江渡ス

一序ニ岩崎小書記官江面会ス

一 第一国立銀行へ品川(品川忠道)より之電信アリ云ク

銳意し而胡台トマンソント約定書調成ニ盡力中なり、都而此程被命タル主意ヲ体認し而取結フヘシ、日曜日ニ約書成ルヘシ、依而手付金之額ヲ用意アランコトヲ乞フ、尚大隈卿江も上申頼ムト、右ハ渋沢へも文通ス、且ツ石炭渡高第二号、第三号、二号ハチンタ、三号ハウスタ、四月四日渡之分、勦定書調印之分、渋沢へ回ス

一夕刻立広作、岩崎ニ面会ス

一 アルウィン明後日出帆ニ付劇場へ招ク

一 同人横浜へ来而云ク、ファイセルハ我等之龍動商事ヲ、百分ノ一之手数料ヲ以、取扱フコト承諾セリ、尤危険請負料并運賃口銭ハ双方江分賦すべし○厦門ニ於而取扱ハシムル商事ハ、同地手数料之内より壹分式厘五毛ノ返却アレハ、夫へ式厘五毛ヲ加へ壹分五厘を同人江与へ、余当地之手数料式分式厘五毛式分五厘より式厘五毛ヲファイセル正遣しを我会社江收納スヘシ、運賃口銭海上請合ハ双方江分配スヘシ

一 龍動之商事ハ此方よりハアルウィンヲ認ル而已、ファイセルハ同人より頼ムモノとなす、扱而入費ヲ引去り、余をアルウィント会社トノ二ツニ分ツヘシ

一 厦門等アルウィン關係セズ

尤右ハ書面ヲ以而取換タル筈なり

一 松方大藏大輔より書状アリ而、前田(正名カ)□□廿三日ニ西京へ発程スルニ付、面会致度よし申来ル

一 朝渋沢来社シ、清国貸付金之談ヲナス

一 午後名護丸ニ而□上海発之郵便落手ス、品川惣領事より之文通アリ、到底十日前之電信ヲ以申越シタル事ニ過キス

四月廿二日 日曜日

一 朝木村ト共ニ前田麻布ノ宅ニ抵り将来仏国ノ商事ヲ談ス、同氏ノ云フ処最我意的セリ、同氏廿三日ヨリ陸路西京へ往ク

一 午後アルウィンを橋場ニ訪ヒ、陸軍省絨毛布ノ約定書ヲ調印ス、且ツファイセルトノ談判書ヲ得タリ、アモイ、香港、龍動之商事

一 一夕七時半之車ニ而アルウィンを送り而横浜江行き、同氏明曉桑港江向ケ出帆ヲ富貴樓ニ一泊ス

(校訂者注：右の一文については複雑な挿入訂正があるが文章不成立につき、挿入訂正を無視してそのまま表記した。)

一 同氏ニ托シ井兄及南、富田へも書状ス

アルウィンより千三百弗受取リタリ、是ハ彼ノ留守費用ヲ弁スル爲

四月廿三日 月

一 朝九時半ニ帰京ス

一 午後岩崎氏、渋沢と共に来社シ、品川より土曜日ニ落手せし書状ニ付電信ス

一 龍動マワツト江アルウィン出立ノコト、絨彈薬手数料、絨白飾不用ノコトヲ電信ス

一ワイキン免状ヲ落手ス

四月廿四日 火

一ワットソン、中原ト共ニ来社ス

一大蔵省ニ抵リ遠藤、飯田等ニ面会シ、アモイ行_レ之荷ヲ替金等ヲ説明ス

一朝芳川ニ面会シ、製作局ノエシエント一条ヲ談ス、嘗而工部大輔ヨリ談アリシヲ以ナリ

一渋沢来社ス、蓋シ上海行_レ之書状ヲ草案ス

一明日馬越九州戦地へ出帆スルニ寄、夫々江出帆ス、九州地方之用事悉皆同氏ニ托ス

一ワイキン号明朝ヨリ品川沖へ回シ積込ヲ初ル筈

一同船碇泊日数ヲ十八日ニ減シ、運賃三銭ヲ減シタリ

一三野村尋問之為来ル

廿五日 横浜ニ至ル

廿六日 馬越名護丸ニ出帆ス

廿八日 上海品川より電信あり、許道台ノ約定ヲ胡台引受ケ、マンソン直チニ物品ヲ受取ルヘシト云フ、尤マンソン江国立銀行より別ニ^(寄信)ヲ要スト、其主意者もし胡違約し而証

書北京より直ラサル片ハ、物品之損ハ彼より得ル処ノ罰金より弁償スヘシ、手附金ハ湖道より廿万両預ルニ付、^(国)国

銀行ニも同断ニ斗ヒ吳候様申来ル、直チニ渋沢と同道大蔵省へ至リ郷書記官ニ面会ス、今日岩崎明ヶ番と而引ヶ跡ニ

付、郷ニ相談、大蔵卿之在処大阪江其子細ヲ電信し而決ヲ仰ク

一此時郷書記官ニ兵庫より輸出スヘキ米古米者品甚タ善カラス、然し年ヲ送ル御事情もアレハ、是ヲ積取り可申積ナレトモ、大阪ニ而ハ積込手間取ルニ付、巷万俵ハ神戸回シニいたし度_一申立之通り

ワイキン船明日日曜日ナレトモ、積込之免許無差支様、横浜税関江御懸合願フ_一是又承知

一今朝七時之車ニ而横浜江抵リ、ワイセルニ面会し而古米之事相談ス

一品川へ者電信し而、^(高野)大卿江伺中ナレハ決答ハ不日致スヘシト申遣ス

四月廿九日 日曜日 晴

一此日漸く晴天、南風止ミ、初而ワイキン船積込ヲ始ム

朝出勤、羽太、拝司等往復之電信ヲ弁シ、午時前水野^(挂)太郎ヲ訪ヒ、ブリツキ入之肉製ヲ見る、未夕試験中ニし而

其製造も充分ナラサレハ、漸々勉勵セハ或ハ成功スヘシト思レタリ

帰途矢野宅ニ話会アルヲ以立寄ル
浅草御蔵江至リ米受渡之見分ヲナス、田中藤助在リ而要務ヲ弁ス

夫より渋沢之宅ニ至ル、今度須藤時一郎第一国立銀行へ入

り役員ニ列セルヲ以、本日ハ三井銀行之人員ヲ招而渋沢馳走ス、夜深更ニ至レハ同人之宅ニ兩三名と一泊ス

四月卅日 月曜日

一今日もワイキン積込ヲ続ク、昨日者途中より帰船せしタルモノ式十艘、凡八千五百俵も積込タリ、余ハ人足疲労し而役立て難ク翌日ニ回ス、且ツ風波も午後強ク積取六ヶ敷ヲ以なり

一大倉組手島ニ日曜日同人宅ニ於而面会シ而、早川霜降之談判ヲナシ、右談判整ヒタレハ直チニ陸軍江売リ上ケタリ、

89 4

一大藏卿より来電アリシニ寄り来省スヘシト郷書記官より返しニ付、渋沢と同道大藏省ニ至リ其電信ヲ見ルニ、メンソシン申立者聞届難シ、約定調印ハ渋沢、益田両人之内菅人上海へ遣し而約定スヘシ云々とアリ、扱而相談、上海江返答ス

一三井銀行ニ抵ル

五月一日 火曜日

一上海之電信アリ、翻訳せしニ、先ツ談判ハ調フヘキ様子ナレトモ、意味充分不通処アルヲ以、尚当方之主意ヲ明瞭ニ電信ス、尤約定調印ハ我等出張スヘシト申送レリ

清国政府ハ、ハツタフェールトより若干金額已ニ借受之約成レリト

一ファイセル今日之広島丸便ニ而神戸へ出帆の事申越ス

一金子、中島等宇土より書状ヲ送ル、宇土、八代辺之米ハ無事ニ有之候よしニ付、其段者大藏省へ御届ス、且ツ若津米之内四千石、三千石ハ下ノ関、千石ハ大阪へ着せし事届置ク

一羽太江文通ス

一手島来社ス、黒霜絨之事なり、談判未タ全ク調ハス

一益田克徳、訳者三人ヲ引而来社ス、蓋シ新報局へ使用スヘキ人なり

一夕刻より大人之宅江訪フ、談話数刻ニし而帰宅ス、大人常ニ壮健、能く其職務ヲ勉強ス、去月中日曜日タリトモ一日も休暇無く、早出居残りニ而繁劇最甚タシ

一開拓中判官、今ハ大書記西村貞陽より白峰丸ハ木材ヲ積而上海江送ルニ付、外帆前船ニ而石炭ハ送ルヘシ云々掛合アリ

一ファイセル出立前、書ヲ寄ス、ヒットマンより福建渡シ米式弗三分ニ而三百万斤買人有之趣申越ス

五月二日 晴

一拾四番所持之絨東京商人より買入ルニ付、新井新三郎引取りニ遣し候事

一陸軍省ニ而先頃中より注文之五号絨幅四尺式寸以上ニいたし度よし申聞ク、兼而達し者四尺ニ付、今更龍動江申遣し

ても間ニ合ハサルヘシト思ニ付、某出省、其事ヲ弁ス、昨日輸入之三号、四号ヲ見るニ四尺式寸アレハ余之分も同断なる事疑なしと雖トモ、官吏之望ミニ応シ電信可致事ヲ約し、其旨十四番江申遣ス

一品川ガ電信アリ、一昨日同人より遣シタル電信之返答ヲ促スなり

其返事ヲ出サントスルニ当リ十四番より来書アリ、看レハヒットマンより之電信ニシ而、昨二日品川へ出せし電信之答なり、依而其返答ヲ出ス為、渋沢ニ面談シ郷之宅江抵リ大藏卿江電信し而ヒットマン申込之趣許可ヲ乞ヒ、尚品川江も電信し而同氏ニも報知アルカヲ問合せリ、拾四番江も返事出ス

一ヒットマンより之電信に福建(清国)ニ而我米ヲ式弗四分迄ニ買ント云フ、依而厦門江回スフリエルカススルヲ福建江回シ度十四番江申遣ス

一大倉組手島来杜シ黒霜降之談アリ、利益之分配ハ此方之申立七十五錢以上之利益ヲ折半スルト、彼ノ方申立之八十錢ニシ而三分ノ一之利益ヲ彼レニ分ツト、合議ナシ難キヲ以、尚其箱ヲ折半スル^(カ)ニ決セリ、尤ヤール之欠者彼ノ受持チト取極ム

一馬越方書状アリ

一ツイキン号頻ニ積込ミヲナス

一商社買物六月限り百三十枚売ル、八十三四錢、五日限少も六十九錢売ル、蓋シ時価保チ難キヲ慮リ而なり

一約定絨三号、四号三十式箱入津ノ上今朝十四番より届ク、直チニ陸軍へ上納ス

一夜十四番スミスより書状アリ、明朝横浜ニ抵リ而商議スル積リ

一ガラハ、ブラカ、富永、矢野ヲ招キ餐レ晩ノ饗応ヲナス

五月三日 晴

一朝七時の車ニ而横浜江抵ル、直チニ十四番ニ而スミスニ面会ス、諸方より書信、電報山の如く輻輳シ、老人甚タ困窮之体なり

上海リードイウエンス社中よりも日本良米三万歟三万五千担、何程ニ而福建ニ而売渡シ約定ヲナスヤ問合せ来レリ、受渡廿八日^(空白)間

ヒットマンよりも十四番へ書状アリ、プリ子^(ネ)より十四番江之電信に寄レハ、リイテウエンス者清国政府之エシエントを辞シ、フィセルテルグー等ニ而引受ル様子

一同人ヨリ之来状中ニ麻袋三万箇売物アリ、^{十四錢五厘}と云フ

扱ワイキン号之為替ハ横浜ニ而洋銀ヲ受取、神戸積之分ニ売上ケ之上、為替受取之事ニ可致事ヲスミスニ申述へ、其相場等之聞合せヲ依頼セリ

一フリエルカスル神戸着之分、厦門行ヲ止メ福建行ヲ肯スル

ナレハ、三万五千担之米ヲ貳弗四分換ニ而売ルヘシ、其事ヲワイセルニ電信シ而上海へ通スル様スミス江托シ、九時半ニ而帰京ス

一 今日風波穏カニワイキン号積込ニ妙なり

一 婦社スレハ門外ニ於而渋沢之將帰ラントスルニ会ス、蓋上海より電信も来リ、又東京丸ニ而郵便も届而其相談ニ来リシナリ、直チニ兩人大蔵省ニ至リ岩崎ニ面会シ、尚銀行ニ歸リ、岩崎も引続キ来而商議ニ時ヲ費セトモ、其事タル錯雜極リ無く、いつも彼我之旨意齟齬シ而搔靴之歎ヲ抱キ、所詮能キ分別も出サレトモ、不取敢今一応品川之意見ヲ明瞭ニ推問シ而、然ル後決答ヲスヘシト伝信ヲ綴リ而銀行へ出セリ、従是先キ昨日大蔵卿江伺之義者伺之通リ電信ヲ以、指揮アリタリトテ其報ヲ岩崎より回セリ、然レモ到底清國の事充分ニ明瞭ナラサレハ、其指令ヲ伝エ能ハス

一 秋田鈴木董より書状アリ、大ニ都合ヨシ

一 羽太より来状アリ、電信も又アリ

一 拝司よりも再三電信アリ、神戸ワイセルへ直チニ電信し而フリエルカスル之都合ヲ聞く

一 老万弗絨之代ヲ十四番へ払へリ

一 夜伊東軍吏副へ至リ絨幅の義龍動江電信セサル方可然事ヲ演説ス、却而龍動の人々を驚歎周章セシムル而已ニ而、更ニ其功アルベカラスト思フナリ、十時帰宅

一 スミスより来状ニ而、ワイキン之為替者四分之減ニ非ラサレハ組ム能ハスト、明朝郷江面会之上打合せ、直チニ横浜江行く積リ

五月四日 晴

一 朝第七時郷大書記官宅へ抵リ、ワイキン為替之事を尋ルニ、両様某へ托スル筈なり

一 第十二時横浜江至リ、スミスニ面会、種々相談之上尚十一番ロセルニも面会シ、協議ヲ以ワイキン為替者目今受取ルコトナク、送り状受合書ヲ十番へ預ケ、同館へブローン社江送り而売上代金ハ直チニ東洋銀行香港之店江送り、当地江為替之取組ムコトヲ決セリ、売上代金之義東洋銀行ニ於而請合フ者難為、然しブローン社ハ其信用最厚ク、決し而煩念スル処無キニ付、是ニ而可然旨ロセル申聞ク

一 上海より未夕福建売米の事返事来らず、依而新古米積出之事確定難致、明朝まで待而返事無レハ断然厦門へ積ム積リワイキン号米今式千俵程入用之処、汐時不都合ニ而出船難成し而、遂ニ積み込ニ不相成

一 シースターと云フ帆船前船龍動行ニ雇入レタル処(龍動ニ於而)、船持不承知ヲ云フ、懸念中なり

五月五日 土曜日

一 今朝未夕上海より福建の一条返事無く、最早其儘打捨置難クニ付電信ヲ以申ト、古米大阪より積出し之事ヲ電信せしニ、恰も好シ此時横浜より人アリ而十四番之便来リ、上海

リードイウエン商会よりの電信写ヲ持参せし、云ク、此方より申越せし通りニ而三万五千担ヲ引受ケベシ、フリエルカススルを福建江回ス者已ニエジエントアダムスヘルヘ電信せりと、一百斤式弗四分也、是ニ拠而直チニ大阪江電報し而古米之積出し取止メ、兵庫ニ在ル大蔵省之米当社之預リ尅万式千六百十四俵ヲ積込ムヘシト命せり、尚神戸フイセルへも其旨ヲ報知せり、引続而大蔵省ニ抵リ郷大書記官へ面会シ、フリエカススル之事等ヲ逐一申告シ、合せ而兵庫ニ而五六千石新米渡方ヲ願フ、飯田氏ニ命而兵庫県ニ而可渡と決ス

東洋銀行ロセル之説ニ寄り而アモイ行ワイキン号之分江対し而者別ニ為替ヲ受取ラサルコトニ取極メし事を申立置ク

一上海へ電信せんと渋沢と会合し、作文ヲナシ速ニ是ヲ電信なし送ルニ、上海との線ニ故障アリ而延引ス、是ハ翌日六日ニ出ス、此大意者胡道台方差出ス手付金并当方より預ル分共皆許道の約定ニ対シタル手付金ニし而、中裁之一条も其主意ヲ以認ムヘシ、且ツ其調印者品川ニ依頼ス、十万テール者日時も用意よしと云フ

一ワイキン号雨中を厭ハス積込み、十二時積切り、(時脱カ)式早々出帆ス、俵数三万(金百) 俵悉皆奥州三陸米なり、小麦四百七十俵余を送ル、此分ニ付税関官吏聊異存アリ、宮本ヲ横浜江走らせ税関ニ抵リ而免許ヲ得タリ、十四番江公書ヲ使し而

ワイキン出帆の手續ヲナサシム、海上請合(2)いハ式分の割合、送り状等の書義ハ悉皆東洋銀行ニ預ケ、銀行より当方江書面差越ス筈

一坪内ヲ横浜より呼寄せ、四日市の仕切不都合ヲ談ス

一矢野至ル、浅野一条上海よりの書状ヲ為見ル

一夕五時より渋沢等宅ニ来訪ス

五月初六 日曜日

一大阪江電信ス

昨日之事、フリエルカススルと事再応申送ル

一上海品川へ電信ス、但し昨日之分なり

一神戸十四番より千百噸積之帆前船、ロントン江三ホント五志ニ而雇入ニ可相成事ニ上海より申越したり、如何可致哉尋越し、且ツフィセル今夕神戸を出帆スルべし報知アリ、拠而直チニ返答ス、六十式志までなれ者雇入ルヘシ、風抜キ等の入費ハ船ニ而受持チタルヘシ

五月七日 晴日

一上原、品川より来り初て御殿山の新茶ヲ持参ス、植付より今年者四ヶ年目ニ而、釜ヲ作り初而茶ヲ製す、職人ハ参州之ものニ而、幸次郎、外ニ手伝之人、職人式人、幸次郎一日式十五匁、職人式人式分式朱ツ、手伝式人式分、食物此方賄、摘手ハ日雇一貫目ニ付五錢、皆富藤弥九郎氏ニ囿り而其製法ヲ知り今日ニ至レリ、今日十式貫目 生菜ヲ摘ム

一昨日品川より電信アリ而、翻訳し而渋沢と同道大蔵省ニ抵ル、余程都合好キ話なり

五月八日

一朝横浜江行く前ニ品川へ立寄、製茶ヲ見、夫より横浜へ至リ、十四番ニ於而左ノ件々を処分ス

一絨の爲替ハ東洋銀行ト約定し而封度ヲ以借り受、横浜ニ而参着の爲替ヲ買、之五年八分の利足を元金の本国へ達スル迄加而返済スヘシ、外売分之手数料ヲ添フべしとの事ナリ

一神戸積之米ハ爲替上海より来レルよしニ付、受取方ヲ委託ス

一麻袋着ス、十万式百

一東洋銀行江抵リ、ロセルニ面会し而ローン之事ヲ談ス

一十四番江絨ノ税銀并諸懸^ヲ拂フ

一ワットソン江面会シ、ワイキン号出帆スルニ当リ、電信断切シ通信絶ヘタルヲ以、不得已成行相場ニ而売却スヘシト申越シタリ云々を談話ス

一ワイセルより之書状到来ス

五月九日

一上海品川より電信着ス、扱而翻訳、直チニ渋沢と共に商議、岩崎氏之来訪ヲ待而諸事ヲ議ス、到底品川之処爲当方之意ヲ了解スル^ヲ無く、更ニ紛雜ヲ極ルハ断然電信ヲ止メ而、

十一日の郵便ニ托し、以書信申遣し、我決心ヲ以決答不相成ヲ聞くべし、然し明日大蔵省へ出而、郷之意見ヲ聞而取斗フべき事ニ決ス

一上海ニ於而帆前船千百噸之分ヲ六十二志ニ而雇入レタリ、明日ヲ以上海ヲ出帆スルニ付、長崎ニ於而石炭ヲ積ミ、横浜へ回漕スレハ式弗式分ニ而承諾すべし、早々決し而挨拶スルを要スト十四番より申越シタリ、就而長崎江問合せ遣る

一夕刻より品川ニ抵ル、製茶ヲ看ル

一アルウィン、井上江出帖ス、アルウィン江者第一号なり

五月十日

一朝又々長文之電信ヲ品川より落手ス、胡道ハ許と異ナラサル約定ヲ結フヘシ、之ニレ子^ヲ之進メヲ申越シタリ、翻訳持参し而大蔵省ニ抵リ、松方大輔殿之説アリ而夫ニ決シ、直様上海へ返答ス、其主意文ハ、もし許と少モ異ナラサル約定ナレハ、又々我等出漕^{上海}シ而結局スヘシ、然ラサレハ断然拒絕スヘシ

一出納局ニ抵リ飯田氏ニ面会シ、麻袋之事、ワイキン売却之事、福建送り米之事、肥後古米長崎ニ在ルもの東京へ輸送之事等ヲ談ス

一大阪より電信に而、フリエルカススル積取不足四五千俵もアルヨシ申越せしニ寄り、直ニ電報し而兵庫預り米之内よ

神戸

り為積取、代り出納寮より回し方を取究ム

一伊東幸藏来社、浅野の事を頼ム

家族者板橋江行く

五月十一日

一本日西京丸便アルヲ以、上海并長崎江出帖ス

一元鉱山権頭大島氏来訪ス、繁忙ナルヲ以面会セス、扱而夕

刻同氏之邸ニ至り用事ヲ談ス、此度南部旧知事、大葛、小

坂之銀山ヲ引受ケタレハ、出鉱の金銀ハ青森三井銀行江委

托し、相当之荷為替ヲ借受ケ、是ヲ東京の大蔵省へ上納ス

ルヲ取組ム度との依頼なり

一フリエルカススル積入之米三万五千担の外者入用無之趣、

尤尅テール七分五厘ナレハ買入ル様申越スニ付、其直ニ而

売捌不苦趣申送ル、為替ハ此地ニ於而受取筈

一長崎江菊永、三井銀行の用事ニ行くと云フ、扱而下ノ関江

五千円の為替ヲ頼ノム

一ヒツトマンより石炭の事ニ付電信アリ

一羽太よりも同断

一児玉少助、朝鮮之事ニ付来社ス、米五千石ヲ送ル見込ニ付

件々依頼アリ

一井上侯、三月三日出の書信ヲ落手ス

夜十二時、松方大蔵大輔より来状アリ、西京出張前田正名

より電信アリ而、小生か木村ニ急ニ西京へ来るべしと申越

したり、依而決意、西京丸の明日ニ延引セシを幸ニ、之ニ
搭セントス

五月十二日

一朝松方氏之邸ニ抵り同人ニ面会シ、又渋沢ヲ尋而支那一条

ヲ協議シ、九時半之気車ニ而横浜江至り、直チニ西京丸ニ

搭ス、夕四時出帆

十四日 朝神戸へ着、拝司ニ面会、要務ヲ弁シ直チニ大阪江

発ス○此行哉物品之事ニ拘り而、早川忠七最其任ニ適スル

ヲ以同人ヲ同道ス

十二時、大阪ニ至り聞くニ、大蔵卿ハ今日ノ気船ニ而帰京

セラル、ト、扱而直チニ造幣寮へ抵り同卿ニ面謁シ、支那

一条現状ヲ詳カニ具陳シ、合セ而来意ヲ述へ、命ニ扱り而

ハ直チニ是ヲ上海へ渡航シ而、胡氏との談判ヲ為スヘク、

又行カサルヲニ決スレハ直チニ帰京スヘシト約し而、分袖

生者直チニ西京へ至り、中山ヲ尋而同氏之方江一泊ス

今朝神戸ニ於而フィセルヲ見、前後ノ商事ヲ談ス、同人も

今日の船ニ而帰航スルト云フ

五月十五日

木屋町大津屋ニ寓居ヲ定メ、夕刻前田氏神戸より帰京せし

と而来り会ス、扱而松方氏之言ヲ伝へ、談数刻ニ陟マツり、

航海中追々考案之大意ヲ述へ、大ニ仏ノ博覧会ニ取ナスア
ラントス

五月十六日

朝前田氏ト氏ニ勸業場ノ集産局江抵り、是迄同氏之点檢セシ物品ヲ一覽ス

都而同氏之意見ニ的セシものハ一品ツ、買入ルヲ約シ、専ら夫ニ従事ス

木戸公大患、扱而フィセルニ依而、欧州井兄ハ電信ス

十七日 博覧会場江至ル、従是先キ三井八郎衛門之老人ヲ木屋町同氏之寓居ニ訪ヒ、数刻東京ノ現状、物産会社起業及井上氏厚意ヲ以、書信ヲ送レル等丁寧ニ説明ス、同人も初而会社之事等ヲ聞キ、大ニ安意せし様子、将来之事等逐一見込ヲ述ヘタリシニ、外国人共ト違ヒ利発ニし而、老人ナレ尺能ク事ヲ解スル様子、諸事委託スルト而懇切ニ談判す

従夫同氏之親族之誘引ヲ受ケ而博覧会場ニ到り、集産局ヲ主宰スル竹芝某ノ案内ヲ受ケ而、巨細ニ点檢ス

四時、前田ト同伴し而呉服店ニ至り、織物ヲ点檢シ而種々之織物ヲ購求ス

十八日 昨夜ハ雨降ル、今朝未タ晴レス、鈴木勸業場主任ト同伴シテ山科之茶園江抵り、終日製茶之仕事ヲ点檢シタ刻帰宿ス、生葉凡式千五百ノ目、凡式割揚り、摘實式錢五厘、新ニ建築セシ地処家屋も殊之外

(以下、一丁足らず白紙)

六月廿日

一原六郎來社ス、共ニ渋沢ヲ尋ね、兼而製糸場得失考案書、渋沢氏之製セル書ニ就而、富岡之事ヲ商議ス、第一政府ヲ買下ケ方ニ扱リ、此事業ニ利益アルヘシ、渋沢氏之考案ハ、五ヶ年間ハ試験ヲ為スニ付、利益之半額ヲ政府へ上納シ、五年の後廿万円ニ而十五ヶ年賦ニ購求セハ可ナラント云フ、原者十万円ニ買ヒ、今二万円ヲ拂ヒ、残り年賦ニせんト云フ、是ハ何様相談スルトモ、売手ノ考案ヲ聞カサレハ詮無キヲ故、先ツ談ヲ止メ、主宰の人ニ就而尋問スベシト決ス一資本者少くも五万円ハ入用ナリトシ而、誰ハ出金スル哉と聞くニ、今式益田万円、横山壱万円、其他原氏従是工夫スル積リト云フ、其内三万円ヲ差金トし而入金スルナレハ、アトハ渋沢之方ハ蘭代等貸付スヘシト云フ

六月廿四日 船便ニ托シ井上氏并アルウイン江出状ス

廿三日ハ大隈公之舍弟死去、葬式陰ニ倍ス

廿五日 塙人シーゲルニシーホルトノ宅ニ於而面会シ、米之談判ニ及

龍動渡シナレハ、壹本ニ付拾式シルリンク

但し代価ハ式割差金、残り欧州渡シ

日本渡シナレハ壹ヒコル式円式十錢

代価四分ノ三即金、余ハ着の上

右ニ而承知スレハ少々者讓ルヘシ、土曜日ニ挨拶スル筈、

塙港トリエストノ諸入費ハ百分ノ八位ト云フ、一体塙国ノ人杯ニ者商人ト云フ程之人を嘗而見たる事なし、此度之人も格別巧者とも見ヘス

龍動トリエストノ直違者凡通常武志半と云フ

一 鉸山局の船千早丸者三千石の積石ニ而、千石ニ而石ノ巻

一 雇切ニナシタリ

一 フィセル来ル、グレーミス風入等之事、其外用務ヲ談ス

一 田中藤助ヲ大阪江送ル

廿六日

一朝第六時前田氏之邸ニ至ル、同人此度博覽会事務官ヲ被命

タリ、博覽会之建築者一軒自費ヲ以、川村某引受ケタリト

第十時、曲木高配来ル、同人此度仏ノ巴里江行くニ付、諸

物品ノ集成セシモノヲ点檢セシメ、仏国ノ報告等ヲ托ス

一 午時佐々木八郎来社、欧州行米ヲ買入レントノ談ナリ、十

二 志ナレハ売ルヘシト云フ

一 第三時、書状ニ応シ而波沢ト同伴東京府ヘ抵リ、知事ニ面

会シ、民費ニ付説ヲ聞度との事なり、民費ハ正税ノ五分ノ

一 より超過セサルヘシトノ御布告ニ寄リ、東京府下ヲ計算

スルニ、七万五千円より外無し、殆ト当惑之体なりキ

一 アルウィンより之電信ニ、新潟丸、高砂丸之米ハ拾壹志六

片之價格ニ而、人大ニ好之ト、尤高砂丸ノ米ヲ可トスト云

フ、廿五日夕四時付
之電信なり

七月廿四日

木村正幹今日大阪江向ケ出帆ス、米之商事監督も為なり、

共ニ横浜江至ル、十四番ニ於而厦門福建送り米之勘定ヲ檢

査ス

廿五日

大藏省江至リ松方大藏大輔へ面会シ、仏国出店の談ニ陟ル、

歸路勸商局ニ於而河瀬局長ニ面話ス、郷大書記官ニも面会

ス、陸軍之米ハ古米も試之上可取トノ事ニ決ス、依而惣高

四万七千石之内壹万石減

一 夜河瀬氏来訪シ、明日大隈公の私邸ニ集会シ、工商会社と

の談ヲ為ス筈、荷換為荷換等の話アリ

一 廿六日 大風雨

一 朝松方公の邸ニ至リ出店の談ヲ為ス

大藏省江行き、下ノ関々輸出すべき米ヲ東京ニ而操換之事

ヲ郷氏ニ談ス、尤サマンサ船横浜ニ而積ム井ハ運賃五志減

スベシト云フニ抛ル、郷氏此事ヲ許諾ス、依而直チニ横浜

江電報ス

一 帰途出納局ニ立寄り、與倉氏ニ面会シ、陸軍省米之事ヲ談

話ス、午時飯田氏ヲ書状アリ而宮本新右衛門ヲ遣ス、同く

陸軍省用米ニ減石ヲ被申付たるなり

一 下ノ関ニ而ハ已ニ陸軍ハ八千石渡米之命アリ、依之北国米

五千石、堅米三千石可渡様指令ス

一上海リードイウエンスより米買入之望みアル事伝信ス、郷氏ニ尋問せし処、従元不同意なるよしニ付断念ス

一香港、上海ハウス為替の催促ニ出帖ス

一昨日日報社之紙ハ又一ヶ年之約条ヲ掛続スルコトニ申越せり

一午後アリエン明日之郵船ニ而出立之趣ヲ以来社ス

一五時（舟）大隈公之邸ニ抵リ、河瀬、前田、松尾、若江

（兩人ハ工商会社ノ人員）来会ス、此度両家ハ仏へ出店スルニ付而ハ、

其商売上於而或ハ拮抗スル処アランも難斗、因而今も各家

商業ヲ分別シ、将来之弊害ヲ予防スヘシトノ事ナレハ、当

社ハ問屋、工商会社ハ小売屋、当社之売却スルものハ其物

質全く彼ト異ナルアルヲ以、今改而其間分別ヲナシ而、定

約ヲ立ルニ不及コトを懇ニ論、遂ニ卿之明裁ヲ得而夫ニ決ス、

当社之主目とスルハ農産ニし而、其他織物等ヲ専ラニス、

又右等之物品ヲ誘導スルニ宛リ、或ハ翫弄物ニも及フヘシ

ト雖トモ、到底日本著名之美術ニ至リ而ハ都而工商会社ニ

托シ、此方關係セサルヘク、結局両家親睦ヲ旨トシ、相互

ニ保助シテ各用ノ事業ヲ拡張スヘシト約ス、夜ニ入り帰宅

ス

(以下、一丁余白)

Paid to No71

Cloth 24.77

(改丁)

Recd in Cash 50.00

2477